

寄贈圖書

高松高商論叢

第十八卷 第一號

(昭和十八年六月二十日發行)



江戸時代の小豆島

松浦正一

- 一 緒言
- 二 備前國小豆島
- 三 天領・軍役
- 四 行政區劃・庄屋
- 五 檢地・租稅
- 六 鹽
- 七 石材
- 八 郷倉・夫食貸
- 九 酒造株
- 十 高札
- 十一 鐵炮
- 十二 切支丹
- 十三 雜事

一 緒言

小豆島は瀬戸内海の東部にある面積一七〇・二九方軒(一一・〇四一方里)の島で、今は香川縣小豆郡となつてゐるが、上古以來室町時代頃迄は備前國に屬してゐた。戰國時代の亂世の頃には、細川家や安富氏等讃岐關係の豪族の勢力が及んで、其の勢力範圍或は所領となつてゐたが、江戸時代を通じて所謂天領として、鹽飽島等と共に

江戸時代の小豆島

幕府の御用加子となり、其の直轄領として特殊地帯となつてゐたが、その間にも備前及讃岐とは地理的に夫々近い爲、或は高松藩へ御預けとなり、或は備前の倉敷代官所支配地となり、又幕末頃には西部六村が津山藩領、東部三村は今迄通り幕府の直轄領地となる等、種々の變遷を経て遂に明治維新となり、香川縣の管轄となつて現在に至つてゐる。此の幕府直轄即ち天領であつた江戸時代の小豆島は、高松藩或は丸龜藩の讃岐本土とは政治經濟・産業等が種々の點で異つてゐたが、今斯に主として經濟方面に關係深い諸點に就て其の概要を述べて御參考に供する次第である。

二 備前國小豆島

小豆島の名が史上に初めて見えたのは、古事記上卷國々島々成立の條で

(1) 然後遷坐之時生^二吉備兒嶋^一、亦名謂^二建日方別^一、次生^二小豆嶋^一、亦名謂^二大野手比賣^一。

とある。其頃備前は未だ吉備の國の一部であつて、小豆島も其の一部であつた。

次に日本書記によると、應神天皇の二十二年春四月、皇后兄媛（吉備臣の祖御友別の御妹）が郷國吉備の國へ行啓遊ばされるのを、御見送りの時の御歌に

(2)

夏四月、兄媛自^二大津^一發船而往之、天皇居^二高臺^一望^二三兄媛之船^一、以歌曰、阿波施^{アハシシヤ}辭^{イヤフタナラヒ}摩^{アツキシヤ}、
 異^{イヤフタナラヒ}羅^{ラヒ}張^ヤ豫^{ヨシ}呂^{ロシ}辭^{キシ}摩^{マシ}之^シ寔^シ、
 穰^{タカカ}伽^カ多^タ佐^サ例^レ阿^ア羅^ラ智^チ之^シ、
 吉^キ備^ビ那^ナ流^ル伊^イ葛^カ鳩^ト阿^ア比^ヒ瀨^セ菟^ト流^ル莫^モ能^ネ。

と小豆島を御歌ひ遊ばされてゐる。

越へて同年秋九月、天皇は淡路島から小豆島に御行幸あらせられた。

(3) 秋九月辛巳朔丙戌。六日天皇狩于淡路嶋、(中略)天皇便自淡路轉以幸小豆嶋、庚寅。十日亦移居於葉田

葉田此之飯野

葦守宮一時御友別參赴之。

其の頃も未だ吉備の國と呼んでゐた。

其後奈良・平安・鎌倉等の時代も備前に屬してゐた事は、續日本紀延暦三年十月三日の條に

(4) 冬十月庚午勅、備前國兒嶋郡小豆嶋所_レ放官牛、有_レ損_二民產_一、宣_下遷_二長嶋_一、其小豆嶋者住_レ民耕作_上之。

とある事や、石清水文書治承二年六月十二日の後白河院院廳下文や、同文書元暦二年正月九日の源頼朝の下文

に、備前國肥土庄即ち小豆島の肥土庄が、石清水八幡宮寺領であつた事を記してゐる事に依つても知る事が出來

る。降て延元二年五月六日付の小山・壙崎一族宛の文書にも、佐々木信胤備前國小豆島に於て義兵を擧げ云々と

あり、又應永廿年八月の備前國の郡郷を認めた東寺文書にも、小豆島郡細川殿領とあつて、飛戸郷・池田郷等の

郷名が記されてゐる。

金石文では、應永廿四年六月吉日、備前國小豆嶋肥土庄八幡宮御寶前云々とある淵崎村の郷社富丘八幡宮舊藏

の鰐口が残つてゐる。

所が室町時代の戰國争亂の頃には、管領細川氏が阿讃兩國を管してゐたが、其の被官である寒川氏が、讃岐の

江戸時代の小豆島

大内・寒川兩郡及び小豆島を管してゐたので、次第に讃岐の一部として取扱はれる様になつた様である。即ち池田町明王寺釋迦堂の大永八年在銘の瓦に、「讃州小豆嶋池田之住人有泉」と記されたものがあり、又「安富狀小豆嶋事 御貴報 寶城」と端裏書のある安富寶城の文書に

小豆嶋棟別事承候、此嶋事は備前之内にて候共、内にて候はぬ事共、いまた落居なき嶋にて候。其上何事にて、備前よりの國役きんし候。仍更々なく候由被レ申候。又一ヶ條承り候間事、御使に委細令レ申候也。恐々謹言。

卯月廿七日

寶 城 (花押)

御 資 報

とあつて、此の頃小豆島は備前とも讃岐とも未決定の所であるが、何事でも備前からの國役即ち課役の賦課を禁じてゐる由を述べてゐる。

小豆嶋御用船加子舊記之寫にも「往古備前國小豆嶋之儀は、戰國の時細川管領家御用にて御座候。(中略)中興より讃州小豆島と御國名相改申候事」と記されてゐる。

然るに江戸時代天領となつて後の元祿頃までも、永い間の慣行で矢張り備前國小豆島と書いた文書が残つてゐるものもある。小豆嶋志料第二笠井文書に

備前國小豆島土庄村庄屋三郎右衛門、他國持天滿樋上町に而表口六間裏行十二間三尺六寸裏は、九間一軒役所持仕候處

(中略)

元祿二巳年四月廿八日

他國持備前國小豆島土庄村庄屋
三郎右衛門家守天滿樋上町船乘

傳 右 衛 門

三郎右衛門用聞江之島西町鹽屋

德 兵 衛

由比可兵衛殿
大須賀傳右衛門殿

とある。

〔註〕

(1) 國史大系 第七卷 一二頁

(2) 國史大系 第二卷 一八六頁

(3) 國史大系 第一卷 一八六頁

(4) 國史大系 第二卷 七〇一頁

(5) 大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之二 三六一頁

(6) 大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之一 三三三頁

(7) 紀伊國續風土記

(8) 東寺古文零聚 六

(9) 小豆郡土庄町高尾壽氏藏

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

(六) 六

(10) 東寺百合文書 ヌ之部

(11) 香川叢書 第二 四七二頁

(12) 小豆郡四海村森邦夫氏藏 小豆嶋志料 第二笠井文書

現在ノ土庄町笠井重夫氏所藏文書ヲ寫シ説明ヲ加ヘタルモノデアツテ、次ノ如キ奥書アリ。

「本書は土庄町笠井重夫氏所藏の藏せしものにして、原書は半紙の假冊なり。但其標題の如き原本になきも、閲覽に便する爲め笠井文書と命したり。

明治四十四年九月十九日

森 選 自 寫

三 天 領 ・ 軍 役

幕府の經濟的基礎は、土地收入を基本としてゐた。即ち最初の全國統一完成者秀吉は、全國の支配者となつて、各々大名に土地を分割封與したが、自己直轄の領地をも保有してゐた。此の直轄の領地を御料或は御領所とも謂ひ、俗に天領と稱した。

秀吉の直轄領が全部で何程であつたかといふ事は明瞭でないが、小豆島は早く秀吉の頃から、重要な都市や鑛山等と共に、其の直轄領の一部であつた。

直轄領となつた理由は、島民の所有する船及其の乗手である加子、即ち水夫を重要視して、必要ある時には水軍の任務を命じ、海上輸送の任に當らせる爲であつて、壱飽島や附近の島々と共に、之を其の手中に收めてゐた

ものである。

秀吉は天正九年十月、山陰を征伐してゐる頃、早くも小豆島の水軍に着目し、其の頃小豆島の實權を握つてゐた草壁の與一左衛門（註は五田、或は菅）宛に次の様な書翰を下して、淡路の岩屋船五十七艘は、自分の領國中、廻船往來を小豆島船と同様に取扱ひ、區別無き様にと命じた。

⁽¹³⁾淡州岩屋船五十七艘之事、此方分國中灘目廻船往來儀、不_レ可_レ有_レ別候。猶淺野彌兵衛可_レ申候也。

天正九

十月廿三日

筑前守

秀

吉、(花押)

與一左衛門

尙此の秀吉の書翰に添へて、本文中にも有る様に、淺野彌兵衛の出した、與一左衛門支配下の船の諸公事、即ち雜税免除の次の様な文書が残つてゐる。

⁽¹⁴⁾淡州岩屋舟五十七艘分、筑前守殿御分國中、灘目廻船之儀不_レ可_レ有_レ御別之旨、被_レ出_レ御判一候迄、並與一左衛門舟、諸公事御免許候也。

淺野彌兵衛

天正九年十月吉日

長

吉、(花押)

是等は秀吉が同年十一月、淡路島に渡り同島平定をする爲、其の準備として、淡路島及小豆島の水夫に、此の特別待遇を興へたものと考へられる。

江戸時代の小豆島

秀吉の跡を繼いだ家康が天下の權を握つてからも、小豆島水夫は屢々御用を仰付られ、種々幕府の軍役に従事したのであつた。

軍役とは即ち將軍や諸侯が、麾下の諸侯や家臣に課した役の一つで、財政的負擔よりも一層重要な、部下の兵士を提供すべき負擔であつて、日頃の御恩に對する最も重要な御奉公である。小豆島の記録では、之を水主役又は加子役と記されてゐる。此の加子役を務め海上往來を公務とした島民の居住する浦が即ち加子浦である。

而して記録に残つてゐる最も早い軍役は、天正十四年秀吉の部將長曾我部元親や十河存保・仙石秀久等が、豊後に渡つて島津氏を征伐した時、其の輸送に當つた時である。小豆島風土記「御加子御用相勤候」の條に

仙石權兵衛櫛薩州御下向の時、船六十艘加子三百六十人。

を出したとある。

次に天正十八年秀吉の小田原征伐にも出陣した。小豆島御用船加子舊記寫に

天正十八年小田原御陣之御時、船五十一艘、水主四百人、御用相勤申候事。

と記されてゐる。

又文祿元年朝鮮征伐にも出陣してゐる。即ち同書に

文祿元年高麗國御陣之御時、船五十餘艘、水主六百五十一人、御用相勤候事。

同年高麗日本和睦仕候○中略某時阿當計丸アタケと申大船一艘、當時淵崎村西之岡と申所に、末々迄御預け被_レ爲_レ置、其儘朽

捨り申候。是は小早川筑前守榎御造進船にて、無類之大船、九州彦山之神木にて造り立。此船頭大坂天満彌左衛門と申者にて御座候事。

とある。

其後元和五年六月、安藝・備後の國主福島正則が、恣に廣嶋城を修築した事によつて、幕府では武家諸法度により其の封を沒收し、信州川中島に移した。此時廣島城の受渡に備へて、松山・津山・姫路・徳島・岡山・高知高松等の七藩主に出陣を命じた。當時の高松藩主生駒正俊は、小豆島・壠飽島等の船で出勤した。即ち生駒家始末興廢記に

(16) 元和三年 藝州廣嶋陣之時、正俊軍役被_レ仰付、此時も家中に軍用銀百五十貫目、米二千石配分有_レ之拵罷立申候。

小豆島御用船加子舊記寫に

藝州廣島大主、福島左衛門大夫榎御改易之時、船五十艘、水主千二百人、御用相勤申候御事。

小豆島志料第二笠井文書に

元和九亥^(正末) 福島家御改易之節、人夫千二百人指出、庄屋共引繼、藝州迄罷越御用相勤候事。

とも傳へてゐる。

越へて寛永九年六月、肥後熊本の城主加藤忠廣が、無届で妻子を國に還し、又其子光正が、將軍家光が日光參拜を機會に、謀叛を企てるの疑があつて改易仰付られた。此時も小豆島から船が徴發され、水夫が出陣した。小

江戸時代の小豆島

豆島御用船加子舊記之寫に

肥後熊本大主加藤肥後守權御改易之節、右船同斷。○五十二艘水主同斷。○千二百人御用相勤申候御事。

とあり。小豆島風土記に

寛永九申年肥後國大守加藤家御改易の節、舟三十五艘、加子四百四十九人。内二百人熊本御在藩付に相成、同所に相殘り御用勤候事。

小豆島志料第二笠井文書に

寛永九申年加藤家御改易に付、御上使水野日向守權肥後國御下向。其節船七十艘、各水主共指出御用相勤候事。但本文水主之内方貳百人御撰出、肥後國に而翌酉年迄御城番被_レ二仰付_一候。

とも傳へてゐる。

此の時小豆島の支配者であつた小堀遠江守から、次の様な命令が來てゐる。

五段帆より上之船にて可_レ在_レ之候間可_レ致_二其心得_一候。以上。

(16) 急度申越候、仍今度肥後國爲_二御仕置_一、上使衆御下候。大坂方豊後つるさき迄渡海候舟入候、其許浦之舟集候而相待可_レ申候。自_レ是左右次第指上せ候様に可_二申付_一候。若他所へ參候舟候は、よひもとし相待可_レ申候。爲_レ其申越候。以上。

(寛永九年)

六月十日

遠

江 (花押)

(宛名闕)

又右の命令に添へて

(17)
急度申越候、今度肥後國爲三御仕置一上使衆御下候、從大坂一つる崎迄渡海之舟入候、其元浦々五段帆よりうへの船としらへ相侍可申候。左右次第に指上せ候様に用意可仕候。他所に居申舟呼寄可申候。先舟數何程可有之哉、書立此返事に可申上候。則遠江殿方鳴中へ御狀被遣候。浦數多候而、御狀廻り候間遅可有之と存、我等かたか存之書狀遣候、油断申間敷候。以上。

申

六月十日

小堀權右衛門書判

小豆島

庄屋中

と同じ意味の命令を傳へて、各浦々へ此の命令の廻る事の遅くなる事無き様誠めてゐる。尙此の文書の次に、朱書して小堀權左衛門と遠江守との關係をも次の様に述べてゐる。

小堀權右衛門殿は、遠江守様御舍弟之由申傳、都而御用向御取扱有之候哉、外御用に付御同人御狀別に御座候。

寛永十四年十月島原の亂が起つた時にも、又々小豆島の水主が出陣した。小豆島志料第二笠井文書に

寛永十四五年肥前國天草一揆之節、御上使御下向に付、船四拾貳艘、水主共指出御用相助候事。

一筆申越候、九州松倉長門守領分之百姓、切支丹之宗旨之者共集、一揆をおこし山取をいたし罷在候由、就夫上使被遣儀も可有之間、鳴中船とも他所へ不參様に可申付候。商賈共に罷越候舟等有之は、早々呼戻置可申候。舟之員數一左右次第差上せ候様可仕候。不及申候得共、島中之者一人も他所へ不罷越候様、堅可申付候。爲

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

其申越候。以上。

寛永十四丑年

十一月

小遠江書判

小豆島

庄屋中

とある。又小豆島風土記に

未^レ得^ニ御意^一候得共一筆令^ニ啓上^一候、小堀遠江守より小豆島へ船改に兩人の者共指下り候所、吟味仕候得共柴積其元江參候間不^レ成御疑罷下り候様に被^ニ仰付^一可^レ被^レ下候。恐惶謹言。

十一月十五日

長尾勘右衛門書判
曾我治郎兵衛書判

本田甲斐守様御内

梶原源右衛門様

人々御中

とある。尙又菅邊三郎氏所藏文書にも

尙々年老の舟持候内壹人、舟とも□□へ可^レ被^ニ罷上^一候。以上。

(18) 一筆申入候、九州爲^ニ御仕置^一、松平伊豆守殿、戸田左門殿御兩人、江戸を去朔日に御立之由申來候。就^レ其御供舟可^レ入候之間、小豆島舟拾艘、しはく鳴より貳拾艘、此書狀參着次第に、大坂へ舟とも上せ可^レ被^レ申候。不^レ及^レ申候へとも

加子以下念を入可レ被ニ申付一候。則御使者加舎次郎右衛門被レ爲レ遣候間、口上に可レ被ニ申渡一候。以上。

極月三日

小堀權右衛門

(花押)

小豆島在々

庄屋年寄中

しくはく島

庄屋年寄中

又同日付で、高屋文左衛門からも同様な命令が到來してゐる。同じく菅豊三郎氏所藏文書に

(19)

急度申入候、九州へ爲ニ御上使ニ松平伊豆守様・戸田左門様兩人御下向に而、小豆嶋にて舟拾艘、早々大坂へ指渡候様に御意に付、小櫃右衛門殿□□被□□候間、則かや二郎右衛門殿御使として、御下□□□御急事之間、早々拾艘申付有候て、大坂へ上せ可レ被レ申様、二郎右殿に可レ被ニ申渡一候。恐々謹言。

極月三日

高文右衛門

(花押)

小豆嶋

庄屋年寄中

人々御中

(20) 尙笠井重夫氏所藏無題記録に、此の時の書翰で次の様なものがある。

江戸時代の小豆島

急度申越候、松平伊豆守様 戸田左門殿、九州爲ニ御仕置 被レ遣候。來ル十日 十一日之可レ爲ニ御着ニ心得候。諸浦々船共寄置可レ申由、江戸方被ニ仰渡ニ候間、其元船共不レ殘急々大坂へ相着可レ申候。爲レ其如レ斯候。以上。

十二月四日

遠 江 守 印

小豆島年寄中

尙慶長七年の時か同十五年の時か判明しないが

竹島より京都大佛殿之材木積登し申候時、船十一艘、水主共御用勤申候事。

と小豆島御用船加子舊記寫に見えてゐる。

斯て江戸幕府も寛永以後、其の政治組織が整ひ、大名統治の諸施設が完備したので、天下泰平の御代が打續く様になり、此の水主役も餘り必要がなくなつた。そこで今迄課してゐた此の部下兵士を提供すべき軍役を、財政的負擔の課役に改めた。小豆島御用船加子舊記の寫に

元祿二巳年方水主役御取上、新御檢地にて御年貢上納仕り來り候御事。

とある様に、水主役に代つて新しい課役が命ぜられた。

〔註〕

(13)(14) 東京帝國大學文學部史料編纂所藏佐伯文書。

(15) 香川叢書、第二 二〇二頁

(16)(17) 小豆郡土庄町笠井重夫氏所藏文書 小豆嶋志料第二笠井文書ハ同氏所藏文書ヲ集メ説明ヲ加ヘタルモノデアアル

(18)(19) 小豆郡草壁町菅豊三郎氏所藏文書

(20) 笠井重夫氏藏 小豆嶋御用船加子舊記之寫ハ此ノ記錄ニ種々ノ傳ヘテ加筆増補シタルモノト思ハレル。

四 行政區劃・庄屋

小豆島は早く四郷或は五郷に分れてゐた。前掲東寺古文零聚に見へてゐる應永廿年八月の備前國小豆島郡の郷名を挙げたものに

飛戸郷 □田郷 草津郷 西浦郷 長浦郷

として、五郷としてゐるが、此の五郷を小豆郡畧史に森洽藏氏は「肥土・池田・草壁・北浦・長濱」ならんかとしてゐる。

又和名抄諸國郡郷考には

備前國 八郡 二島 四十九郷 保庄園等記に小豆郡とありて、庄の名四ツあり。尾美・池田・肥土・草壁なり。今も皆存す。

とあつて四郷としてゐる。

慶長十年十月小豆島檢地の時作られたものゝ寫と思はれる地圖には小豆島高頭目録として土庄組・池田組・草加部組・北浦組と四組に分ち其の高及所屬の里數を五十一村と記してゐる。此の四組五十一村を小豆郡畧史には

江戸時代の小豆島

土庄組	高八百八拾九石三斗一升	里數 拾貳村
土庄	伊喜末 里肥土 笠瀧 家浦 唐櫃 甲浦 山肥土 上村 淵崎	
大木戸	加島	
池田・組	高八百四拾六石五斗六升	里數 拾壹村
池田	中山 蒲生 室生 二面 吉野 蒲野 新部 北地 迎地	
上地		
草加部組	高千參拾石壹斗三升	里數 拾六村
草加部	日方 安田 苗羽 古江 坂手 堀越 たこ 水木 原	
清水	上村 木庄 馬木 たちばな 岩たゞミ	
北浦組	高四百貳拾石七斗	里數 拾貳村
福田	大部 小海 吉田 東小部 ことつか 三目 屋形崎 馬越 瀧宮	
長濱	北江	

と記して組を郷と同様に取扱ひ、矢張り四郷としてゐる。而して秀吉の檢地が行はれてから後此の郷の名は廢せられて、村が之に代つた。即ち小豆島は土庄・淵崎・上庄・肥土山・小海・大部・福田・草加部・池田の九ヶ村となつたが、其の後人口が次第に増加し、土地が開墾されて聚落が發達したので、更に支郷と稱した小さな村が出来た。笠井重夫氏所藏讃岐國小豆島繪圖には

惣計 五拾壹ヶ村

内 譯

九ヶ村は往吉より庄屋居村に而本村と唱來り申候。
 四拾貳ヶ村は右九ヶ村より差配仕候枝郷に而御座候。

と記してゐる。(21) 小豆島九ヶ村高反別諸色明細帳によつて九ヶ村と枝郷四拾貳を擧げると

- | | | | | | | | |
|-------|---------|------|-----|-------|------|------|-----|
| 草加部村 | 下 村 | 上 村 | 片城村 | 西 村 | 木庄村 | 安田村 | 苗羽村 |
| 坂手村 | 古江村 | 堀越村 | 田浦村 | 橘 村 | 岩谷村 | 當濱村 | |
| 拾 四 村 | 但年寄 十四人 | | | | | | |
| 池田村 | 濱 村 | 向地村 | 北地村 | 上地村 | 蒲生村 | 入部村 | 中山村 |
| 二面村 | 吉野村 | 蒲野村 | 神浦村 | | | | 室生村 |
| 十一 村 | 但年寄 十一人 | | | | | | |
| 土庄村 | 土庄村 | 大木戸村 | 鹿嶋村 | 豊島家浦村 | 同唐櫃村 | 同甲生村 | |
| 六 ヶ 村 | 但年寄 七人 | | | | | | |
| 淵崎村 | 淵崎村 | 小馬越村 | 黒岩村 | 伊喜末村 | | | |
| 四 ヶ 村 | 但年寄 四人 | | | | | | |
| 上庄村 | 上庄村 | 北山村 | | | | | |
| 二 ヶ 村 | 但年寄 貳人 | | | | | | |
| 肥土山村 | 肥土山村 | 笠瀧村 | | | | | |
| 二 ヶ 村 | 但年寄 二人 | | | | | | |

江戸時代の小豆島

小海村 小海村 見目村 屋形崎村 瀧宮村 馬越村 長濱村 小江村

七ヶ村 但年寄 七 人

大部村 大部村 田井村 琴塚村

三ヶ村 但年寄 三 人

福田村 福田村 吉田村

二ヶ村 但年寄 三 人

五拾壹ヶ村 但年寄 五拾三人

斯て各村々に庄屋又は年寄と稱する村の長があつて、一村の名望家で高を多く持ち、筆算に通じた者が之に選ばれた。小豆島では各村に一名又は二名の庄屋が置かれ、其の上に更に九ヶ村の各村に大庄屋が一人宛置かれた。庄屋・大庄屋は村内の治安を圖り、産業を勤め、貢税を取立て、諸工事を總理し等、一切の村治を統べた。尙大庄屋の内で特に由緒あり威望備はつた家が年寄と稱せられ、庄屋・大庄屋の正邪、村方の利害等に到る迄萬事に意を用ひ、全島の代表者となつて代官又は奉行からの上意を下達し、又配下の下情を上通する任務に服した。小豆島志料第二笠井文書に

小豆島九ヶ村庄屋共儀、往古か居村を親郷を唱、九人共數ヶ村之枝郷支配仕、數代引續役儀相動罷在、苗字を名乘帶刀仕候譯は、天正年中か文祿・慶長之度迄數度船手御用相動候處、元和元卯年、大坂御凱陣之節、於三條御城ニ土井大炊頭様御沙汰之趣を以、小豆嶋庄屋共儀、是迄動來候船手御用相勤、苗字を名乘帶刀可仕冒被ニ仰付、其後度々御用相

勤候に付、大阪天満樋上町に而九ヶ村庄屋共江屋敷地被_二下置_一、右屋舖並御用相務候諸書物、今以所持仕罷在候。

と述べてゐる。又笠井重夫氏所藏無題記録に

御用等節は、水主共召連罷出可_レ申候、因_レ茲大庄屋共へ刀御赦免被_レ爲_二仰付_一、難_レ有_于今至御上意相守居申候御事。
ともある。小豆島御用船加子舊記寫に

京都二條御城にて大御所様御上意之旨、土井大炊頭様方被_レ爲_二仰渡_一候者、小豆嶋義、鹽飽同前に常扶持被_レ爲_二仰付_一候旨、難_レ有_奉存候。其節申上候者、何時にても御用之節は御扶持頂戴仕、先々通り御奉公相勤可_レ申候、乍_レ併常扶持帶刀之義は、達て御斷申上候。然る上は御用之節、許_二四人扶持帶刀_一遣し可_レ申旨難_レ有_御請申候御事。

とあつて其の概要が記されてゐる。

然るに寶永五年小豆島が高松藩へ御預となつた時、此の九人の大庄屋が讃岐の小庄屋と同様の取扱を受ける様になり、今迄大庄屋格の取扱を受け、苗字帶刀を許されてゐたのを認められなくなつたので、前の支配者だつた大坂町奉行長谷川六兵衛に依頼して、従前通り大庄屋格の取扱を受ける様改められん事を高松藩主に交渉してもらつた。此の依頼狀に對して長谷川六兵衛方の返翰が來た事を小豆島志料第二等井文書に

松平讃岐守様御預所に相成、郡中外庄屋同様の御取扱に而、元和年中之御由緒を以、苗字帶刀仕候規格空敷相成候に付、長谷川様御役所へ是迄格別之御取扱に被_二成下_一候由緒、舊例仰送被_レ下度旨申_二立之_一候處御聞届之上、御代官様爲_二御趣意_一御手紙萬山由右衛門殿、棚橋九郎右衛門殿兩名之來書左之通に御座候。

とあつて次に左記の笠井重夫氏所藏文書を記してゐる。

御連狀令ニ披見ニ候、然者各儀讃州に而者小庄屋之格に罷成被レ致ニ迷惑ニ候間、大庄屋格に被ニ仰付ニ候様に高松御役人衆江御頼可、有レ之候間、右御役人衆へ面談之節、前々大庄屋格に被ニ相勤ニ候儀、可ニ申談ニ旨御申越得ニ其意ニ存候。各儀は組付小村被レ致ニ支配ニ候得は、餘國に而之大庄屋と申に而候故、此方支配之内も餘國の大庄屋同前に存居申候。高松御役人衆江御頼御尤に候。御紙面之趣六兵衛江も申達候處、高松御役人衆此元江御越候は、右之段可ニ相談ニ由被レ申事候。恐々謹言。

閏正月十八日

(22)
葛山 由右衛門(花押)
棚橋九郎右衛門(花押)

草加部村

菅 與一左衛門様

池田村

平井 兵左衛門様

土庄村

笠井三郎左衛門様

淵崎村

森 甚左衛門様

上庄村

紀 市兵衛様

肥土山村

太田彌次左衛門様

小海村

三宅半左衛門様

大部村

山口庄兵衛様

福(田)村

湊 九左衛門様

所が其後寶永七年正月十六日、高松藩から大庄屋格に取扱ひ苗字帯刀を許された。前掲の高反別諸色明細帳に

庄屋共苗字帯刀仕候始末段々御糺有レ之、元和年中之御由緒並舊例之儀申三立之、御勘定所江御伺被三成下一候處、苗字帯刀御免被三仰付一候旨御下知相濟候段、寶永七寅年正月十六日讃岐守様御役所に而被三仰渡一候事。但其節讃岐守様御參府中に而、江戸詰御役人中江庄屋共御挨拶状差出、右返翰並庄屋共嫡子は帯刀可レ仕旨被三仰渡一候、嶋方記録寫左之通に御座候。

如三來意一改年之慶賀珍重申納候、然者今般刀御免苗字被三名乘一候様相濟目出度存候、依、之預舟之趣入三御念一儀令三承知一候。恐惶謹言。

二月十八日

長 松 衛 士 書判

草加部村庄屋

菅 與一左衛門様

池田村庄屋

平井 兵左衛門様

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

土庄村庄屋

笠井 三郎兵衛門様

淵崎村庄屋

森 甚 左衛門様

上庄村庄屋

紀 市 兵 衛 様

肥土山村庄屋

太田 彌次左衛門 様

小海村庄屋

三宅 半左衛門 様

大部村庄屋

山 口 庄 兵 衛 様

福田村庄屋

湊 九 左 衛 門 様

長松衛士殿者、江戸詰御年寄に而、右之外御側御用人小川又右衛門殿、後藤主膳殿、御奉行小夫茂助殿、御用人竹井宇左衛門殿、同斷徳永五一右衛門殿、御目附藤田文右衛門殿各奉書ニツ折に相認、返翰七通有レ之外六通寫畧レ之。

と記されてゐる。尙同書によると庄屋仲間田緒書にも次の様に記されてゐると述べてゐる。

寶永七寅正月十六日、松平讃岐守様御役所に而御代官宮脇理兵衛殿、淺井五右衛門殿（忠）小豆島大庄屋共之儀、向後帶刀苗字を名乗申様にと被レ仰渡一候。右者讃岐守様（忠）方江戸御勘定所へ被レ仰立一、相濟申候旨相領迄刀指申候様にと之儀に

御座候。則御家中御禮廻相動候。

〔註〕

(21) 小豆郡福田村石床勝太郎氏藏 延享三年頃ノ小豆郡九ヶ村ノ高反別諸色明細帳ヲ集メタモノデ、後補ノ表紙ニ小

豆島古事例調福田村庄屋藏ト書タ貼紙ガシテアル。

(22) 香川叢書第二四二七頁 鹽飽島諸事覺ニハ嵩山政右衛門トアリ。

五 検 地 ・ 租 税

織田信長は征服地に「指出」の呈出を命じて、其の土地の調査臺帳を作らせ、自ら手を下さぬ検地を行つたが、秀吉は矢張り之を繼承して、征服地に順次検地を行ひ、近世封建制の土地支配制度を大成した。

即ち是迄の四至を勝示して、其の内の土地を統治した莊園體制に代る土地制度を確立する爲、所謂大名領知制を以て之に代へ、莊園的政治の特權であつた守護不入權（後には諸役免除の特權となつた。）を否定して、領國內一國統治を完成した。其の過程が即ち検地であつて、其の土地の面積を測り、上・中・下・下下の等級を定め、石盛を行つて石高を知ることである。これを郷村單位に作人別に集めて検地帳を作製し、年貢・諸役等の賦課も之を標準とすることとした。

讃岐に初めて検地の行はれたのは天正十八年の事と思はれ、同年二月晦日附の鹽飽島検地之事云々の秀吉の文書や、同年六月の與島島方名寄帳が之を物語つてゐる。此の時の検地は所謂古検と稱し、今迄三百六十歩一段制

の大・半・小の制度であつたものを、一段三百歩とした、所謂太閤檢地とも稱せられるものであつて、天正の石直しとも云はれたものである。

次で慶長二年に大川郡長尾町に、同四年三豊郡紀伊村に、同七年大川郡富田村に檢地が行はれた事は、夫々寒川郡長尾塚原村御檢地帳、豊田郡姫郷内木之郷村御檢地帳、寒川郡富田庄中、村御檢地御帳に依つて知る事が出来る。

小豆島は前述の様に、加子浦として軍役が課せられてゐたので、早く天正九年から諸公事免除の取扱を受けてゐたが、慶長十年片桐且元が初めて檢地を行つた。小豆島風土記に

小豆島は古へ鹽飽嶋同様加子浦無年貢之場所なるに、慶長十巳年始て片桐市正様御檢地有之、其後段々檢地御改に相成り、當時は島一統田畑御年貢上納致す事。

とあり、又同書に

片桐市正様御檢地 慶長十巳年

總高三千百石餘 但し畑方は麥斗代也

とあつて、畑の年貢は麥で納める代りに、米に換算して其代價に當る銀で納める事とし、田畑の年貢を合計したものの三分の一を銀納として之に當てた。即ち三分一と呼んでゐるものである。

土庄町笠井重夫氏及安田村高橋和三郎氏所藏の、慶長十年檢地の際作られたものの寫と思はれる小豆島地圖に

小豆島高頭目録

○土庄組	高八百八拾九石三斗壹升	里數拾貳村
○池田組	高八百四拾六石五斗六升	里數拾壹村
○草加部組	高千三拾石壹斗三升	里數拾六村
○北浦組	高四百貳拾石七斗	里數拾貳村
高部合	三千八拾六石七斗	里數五拾壹村

田畑合四百九拾五町三反九畝

慶長十年十月十五日

伏屋飛驒守
水原石見守
改之

とあつて、石數や里數が記載されてゐる。

其外池田町役場所藏の慶長十年十月十八日附の小豆島之内池田村御檢地帳、慶長十巳十月廿一日附の小豆島内池田村田方御檢地帳等、當時の檢地帳が残つてゐる事や、次に記する小豆島風土記の文等で、各村々にも檢地が行はれ、檢地帳があつた事も推察出来る。

慶長十年巳十月二十三日

小豆島内山肥土山村御檢地帳

成田久左衛門

江戸時代の小豆島

都合百九拾六石四斗七升四合

但御判片桐東市正と御座候。先達て貴村の分拜見致候御判に無二相違一見へ申候。尤二册有之、壹册は成田久左衛門様許の御判に御座候。

其の後新開の田や畑も出来、村數も増加した。即ち笠井重夫氏所藏の「正保年間」と裏書のある「小豆嶋畫圖」と題する地圖に

○高百拾七石貳斗壹升貳合

村數二箇村本村共

福

田

○高百四拾九石三斗四升壹合

村數四ヶ村本村共

大

部

○高百六拾貳石七斗四升

村數七ヶ村本村共

小

海

○高貳百四拾貳石九斗六升六合

村數二ヶ村本村共

肥

土

山

○高百四拾四石七斗五合

上

庄

○高貳百四拾石一斗八升八合

村數二ヶ村本村共

淵

崎

村數六ヶ村本村共

土

庄

○高貳百六拾九石九斗六升六合

村數十三ヶ村本村共

池

田

○高八百五拾八石八斗四合

村數十七ヶ村本村共

草

部

○高千四拾三石四斗七升貳合

村數合五拾七箇村本村共

高合三千貳百貳拾九石三斗九升四合

と記されてゐる。慶安以後屢々内檢地があつて、新田の貢税地繰入や、隠田の摘發等があつたものと見へ、次の延寶七年の檢地迄には三千六百九拾五石餘となつた。即ち小豆島御用船加子舊記之寫に

一、先御代片桐市正機御竿、慶長十年已歲御入披遊、

總島中古檢高 三千六百九拾五石二斗五升七合

内 麥 高 千三百六十石六斗九升八合

分 米 六百五拾八石三斗四升九合

米 高 二千三百七拾八石五斗五升九合

田畑分二口合 三千三拾六石九斗八合也

古檢山年貢五十石餘御座候

古檢總取二千二百六拾七石六斗貳升

内 二千二拾八石三斗一升八合

江戸時代の小豆島

米

納

是者十分一、三分一、山年貢、鹽濱年貢、帆別、寄魚

右古檢之節者如シ斯御座候

銀

納

と記されてゐる。然るに小豆島風土記には

小堀遠江守様御檢地

慶安元年

總高三千六百九拾石餘

但シ畑方は麥斗代也

として、是を小堀遠江守政一が慶安元年に行つた檢地としてゐるが、小堀政一は其の前年の正保四年二月六日に歿してゐるので、小豆郡署史には「慶安元年、支配人小堀政一の再度の檢地を書上ぐ、當時村數凡て五十八箇村總石高三千六百九拾餘石なり。」として、次の様考證してゐる。

案ずるに、小堀遠江守の檢地が慶安元年なることは、同氏が其の前年迄の支配人たりしに於て疑なきに非れども、今同氏の檢地せるを、翌年書上げたものと武斷してこゝに掲ぐ云々。

思ふに小豆島御用船加子舊記之寫に、慶長十年巳御先代片桐市正様御竿入初檢として、三千六百九拾五石餘とあるのは、慶長十年十月十五日の地圖に記せる小豆嶋高頭目録、及正保年間とある小豆嶋畫圖記載の高より、其の額が四百六十餘石多いが、是は恐らく前述の様に屢々庄屋竿入とも床屋御檢地とも稱し、其土地での所謂内檢地があつたので、新開を加へた爲と思はれる。従て小豆島風土記に見へる、慶安元年の小堀遠江守様御檢地云々

は既に同人死後の事ではあり、或は内檢地の事を斯くの如く傳へたものではないかと思はれる。次の檢地は延寶五年、備中足守城主木下淡路守利貞に命ぜられた。而し同七年四月十六日、小豆島の檢地を終へずに利貞が卒したので、其子公定（キマサ）が家を繼ぎ之を行つた。丸龜市藤田熊夫氏所藏文書に、此の檢地の際淡路島・備前兒島・糠飽島等附邊の田島の斗代を、参考の爲に取調べたもので、次の様な糠飽島の吉田彦右衛門宛のものが残つてゐる。

(28)
 一今度直嶋・小豆島御檢地淡路守へ被_レ仰付一候、就_レ夫近邊嶋方田島斗代聞合申度御座候間、其元田地斗代御書付可_レ被_レ下候。尤備前之内兒嶋又は淡路嶋斗代書付參候間、彌其元斗代御書付、此飛脚に御報願度候、猶期_二後首_一之時一候。

恐惶謹言。

卯月廿四日

岩 嶋 休 碩 (花押)
 同 與 兵 衛 (花押)

吉田 彦右衛門様

人々 御中

此の檢地の有様を小豆島志料第二笠井文書には

延寶七年末歳小豆島惣御檢地、木下宮内様江被_レ仰付一、御檢地惣奉行田中五郎右衛門殿始御役人衆書狀村々に敷通有_レ之、内一通寫指上候處左之通に御座候

とあつて、次の笠井重夫氏所藏文書を記載してゐる。

乍_二御返事一再令_二拜見一候。檢地役人明十日に先其村へ令_二渡海一候、彌相談其上に而豊嶋へ成共、外へ成とも罷越可_レ

江戸時代の小豆島

申候、左様に御心得可_レ在候、彌其元にて罷越之役人相談之上、可_レ有_二了簡一候。恐々謹言。

七月 九日

田中五郎右衛門(花押)

土庄村御庄屋

笠井三郎右衛門様

此の檢地の結果は次の如く定められた。即ち小豆嶋風土記に

木下宮内様御檢地

延寶七年

總高七千七百五拾石餘

但田畑共分米に成、其節總奉行宮内様御家來田中五郎右衛門 御支配御代官松村吉右衛門様。

小豆嶋御用船加子舊記之寫には、

延寶五巳年、備中國足守城主木下宮内様御奉行にて、田中五郎右衛門様新御竿入被_レ遊、惣島中御檢地高合而
一、七千七百五十八石一斗六升二合

内 三千四百石七斗八升七合

四千三百四十七石三斗七升五合

外 百五十八石三斗九升

八百七十二石

元米二百十五石七升五合

五十五石三斗五升

山	壙	亥	酉	畑	田
年	濱	新	新	高	高
貢	高	田	田		

貳百四十匁六分

八百六十匁

御 運 上 銀
樹 木 役 銀

石場御運上、帆別、寄魚、廻船米御運上年々不同

一、新御檢地總取

三千三百五十四石八斗三合

内 千九百五石七斗七升六合

百八十貫五百九十四匁

米 納
銀 納

是ハ拾分一、三分一、山年貢、鹽濱年貢、帆別、寄魚新檢にて如ク斯御座候

とあつて、慶長拾年の檢地に比し總高が二倍以上に増加し、總取米千百八十七石餘（米納で六百七十七石餘、銀納で百一貫餘）の増加となつた。其處で島民は其の石高の激増に依り増税を慮り、檢地役人田中五郎右衛門に、斗代分麥の事は従前通りとせられん事を願出たが、江戸表へ披露す可きに就き、今度は此の儘承諾す可き様申渡された。即ち小豆島御用船加子舊記之寫に

一、木下宮内様御檢地之時分、斗代 分麥之儀、御加子役御宥免に而御座候旨御斷申上候得は、御檢地御奉行田中五郎右衛門殿被仰候は、其趣江戸表に而御披露可ニ申上ニ候間、御定目通り先御請仕候得と被ニ仰渡ニ候故、御公儀様を奉^{（依）}恐、御請奉ニ申上ニ候處云々

と記されてゐる。其後島では此事を代官松村吉左衛門に訴へ出たが、之亦江戸へ訴出可き様申渡されたので、遂

に江戸の勘定奉行迄訴出たが、矢張り御取上がなかつた。前掲の加子舊記之寫、元祿三年六月十九日附願書に

一、巳の年の御檢に高・諸役殊に斗代位上り大分増、池田組九百石餘の所、千八百石餘に罷成申候。地面餘國と違ひ惡敷御座候故、先御支配松村吉左衛門様へ御訴訟申上候得共、被_レ遂_ニ聞召_ニ被_レ成_ニ御意_ニ候は、御了簡難_ニ相成_ニ候間、御江戸へ訴訟申上候様にと被_レ成_ニ御意_ニ候に付、庄屋年寄御江戸へ相詰訴訟申上候所に、大岡備前守様被_レ爲_ニ成_ニ御意_ニ候は、只今御毛取も不_レ被_レ爲_ニ仰付_ニ候内、達而申も如何に候。殊に耕作前に候間、先罷登り候得と被_レ爲_ニ仰付_ニ罷登り申候。

とある。斯の如く數度訴出たが其の甲斐なく、檢地から十箇年を経た元祿二年から此の延寶七年の新檢地高に依つて課稅せらるゝ様になつた。前掲加子舊記之寫に、「元祿二巳年_ノ新御檢地に而御年貢上納仕候御事、」とか「去巳年迄古高にて被_レ爲_ニ召上_ニ候故、御加子役筋目先規之通と難_レ有奉_レ存候處、去年新高に御取簡被_レ成爲_ニ召上_ニ奉_レ長候御事」とか「去々年迄は、斗代・分麥之通被_レ爲_ニ召上_ニ候處に、去年_ノ新檢に被_レ爲_ニ仰付_ニ候。御加子役御宥免之斗代・分麥御奉公之筋目等、先規之通に無_ニ御座_ニ候段、普く百姓共悲奉_レ存御訴訟申上候事」と島氏の愁歎の狀を述べてゐる。

斗代位上り大分増云々は、加子舊記之寫に依ると、慶長の古檢では上田分米一石二斗、中田一石、下田七斗、下々田五斗であつたものが、延寶の新檢では上田分米一石六斗、中田一石四斗、下田一石二斗、下々田八斗となつてゐる事を云つたもので、分麥云々は慶長の古檢では畑は上畑一反分麥一石(米にして五斗)中畑七斗(米にして三斗五升)下畑五斗(米にして二斗五升)下々畑三斗(米にして一斗五升)であつたものが、新檢では上畑

一反分麥一石二斗、中畑九斗、下畑六斗、下々畑三斗と斗代が上つたので島民が一層困窮する様になつた事を述べたものである。斯の如く元祿二年から新檢地高によつて課税される様になつた爲、島民は其の負擔に不堪、翌元祿三年六月十九日池田村の與次左衛門・同角左衛門・中山村文右衛門・同左右衛門の四名は江戸に下り傳奏屋敷へ九ヶ條の項目を擧げ、従前通りの課税に復されん事を次の様に願出た。

(九ヶ條の項目は香川叢書第二、小豆島御用船加子舊記之寫四〇八頁より四八三頁にあり参照されし。)

右の通り少しも偽り不_レ奉_二申上_一候。百姓過年御年貢之調へ難_レ仕、身命をも續兼る程之百姓多く御座候。去年は新高に御取箇被_レ爲_二召上_一候に付、御年貢大分に増し、百姓共御年貢之才覺難_レ成、衣類等を代替、俸共を方々江身賣仕、並他借之便り御座候者共は他借仕、右之便り無_二御座_一候者共は、年寄組頭之衣類等を借り質物に入れ、巳之年之御米は去る三月迄に皆濟仕申候、兎角小豆島に居住仕兼、他國へ流浪仕候百姓共多く御座候、先々之御加子役之筋目、斗代、分麥之御宥免、御慈悲被_レ爲_二召加_一、右之御畢意を以て、水主共島に住居仕、先規之不_レ失儀に奉_二願上_一候。以上。

此の四人の願出は聽許されたものか否か判明しないが、恐らく其の効無かりしものと考へられる。越へて寶永七年七月、幕府の巡檢使宮崎七郎右衛門・堀八郎左衛門・寛新太郎が來島したので、百姓共は其の困窮の狀を訴へ出る様庄屋共に頼んだが、庄屋共は承諾しなかつたので、池田村與次左衛門・彦兵衛等は再び六ヶ條の箇條書を擧げ困窮の狀を具して舊檢地帳の高に依り課税せらるゝ様訴願した。

(六ヶ條の箇條は香川叢書第二、小豆島御用船加子舊記之寫四八五・四八六頁にあり、之を參看されし。)

右之通、新御檢地帳を以て御取箇被_レ爲_二仰付_一候に付、元祿三年午六月に文右衛門・與次左衛門・角左衛門・左右衛門

總百姓代として江戸表へ願に罷下り、則御傳奏へ罷出、地方御奉行松平美濃守様御帳に留り罷上り申候。此度も願書差上申候、古檢々新檢大分御取箇増、殊に惣島家數五千四十三軒、人數も相増、百姓共渡世難し成迷惑仕候。御慈悲之上、古檢之帳面を以て、御定免に御取箇被_レ爲_二仰付_一候は、難し有奉_レ存候。以上。

此訴願は「七月十九日草加部村之内水木村堂之前に而、明五ツ時に此願書差上申候」と記されてゐる。而し此の巡檢使への訴願の結果も、其の後の記録に見へてゐないから判明しないが、矢張り聽許されなかつたのであらうと思はれる。

一方此の檢地に對する租税を調べて見ると、秀吉は天正十四年全国的な標準として、年貢は立毛を檢見した上で三分の二を地頭に、三分の一を百姓に與へよと規定し、又別に一石に付二升の口米のみを附加税として課し、他には一切取る可からずと所謂二公一民の制を定めた。而し此の統一的制度を定めた事は、此の時代としては無理な事で、時期が尙早であつたのか、其の通り行はれなかつた様であるが、徳川の江戸幕府は秀吉の初めた檢地の制度を繼承し、土地の面積と石盛即ち收穫率とに依つて、石高を定め課税の標準とした。而して納税の單位は個人ではなく村であつて、一村の石高を總計した村高を定め、之に田租率即ち免の率を乗じて、一村の租米を決定したのである。免の率を定める事は江戸時代初期には毎年檢見を行ひ、役人が其地に出張して田の收穫を實地検査の上、其の年の免を定めたのであつた。小豆島で檢見が行はれた時の資料としては菅豊三郎氏所藏文書に

當茂之立毛檢見到我等可ニ罷越ニ處、攝州・河州堤見分に罷出候に付、先羽淵又右衛門・深尾半右衛門・片岡喜兵衛・田中角兵衛遣候條立合不レ及レ申候へ共、念を入可レ致ニ細見ニ候。兼々手代共に申付候神文之通、寫一昨廿三日遣ニ候。堅可ニ相守ニ候。尤手代並草履取飯米鹽噲野菜代等相渡遣候間、酒肴菓子類何に而も一切出し申間敷候。若馳走ケ間敷儀仕、後日に聞候とも可レ爲ニ曲事ニ候。手代並草履取不作法於レ有レ之者、急度可ニ申來ニ候。我等障はやく明候は、勿論追而見分に可ニ罷越ニ候間、可レ得ニ其意ニ候。以上。

八月廿五日

松吉左衛門

小豆島中

庄屋

百姓

かた

松村吉左衛門が代官であつたのは、延寶六年から天和二年迄なので、此の檢見は天和三壬戌年のものと見られる。而して檢見の結果免の率が決定する譯であるが、江戸時代の初期には大畧四公六民即ち免四ツ位であつたらしいが、幕府財政の逼迫によつて享保頃から後は、五公五民即ち免五ツに定められた様である。又享保六年から後此の檢見を行はないで、過去數年又は十數年間の租額を平均して租率を定め、其年の豊凶に拘らず此の定率に依つて租税を納めさせる所謂定免の法が廣く行はれた。前記高反別諸色明細帳に

子年免狀之事

右之通亥卯迄五ヶ年定免御成箇相極之條、村中大小百姓出作之者迄立會、無ニ高下ニ致ニ免割一、來ル極月廿日以前急

江戸時代の小豆島

(三五) 三五

度可ニ皆濟一者也。

延享元年子十一月

千種清右衛門
右村

惣寄屋
年寄
惣寄屋
惣寄屋

と記されてゐる。此の村單位の納税額が決定した後、其の村での免割の事に就ては同帳淵崎村の條に

一、御年貢免割の義は御免定被下次第、庄屋年寄組頭百姓立合拜見之上、伊喜末村・黒岩村・小馬越村三ヶ村へは御免定寫仕、年寄組頭百姓へ相渡其村に而免割仕、百姓小別取立庄屋方へは村辻之米銀一々に、前々方請取來候。尤淵崎村分庄屋方に而立合免割仕來申候。

とある。此田畠年貢の納方に就ては同帳に

一、御年貢納方之義は御取箇之内十分一大豆銀納、三分一銀納に被三仰付一候。六分米之義は江戸淺草御藏詰仕候。大阪玉造御藏詰仕候年も御座候。近年は銅山師御渡米に被三仰付一、與州新居濱へ積廻し申候。但三町程小舟にて船乗仕候。と述べてゐる。

田畠の年貢である物成の外に、山林・原野・河海等に對する雜租税、即ち小物成も課せられた。小物成の内主なるものを同帳の内から拾ひ舉げると

一、山年貢 (山に對する税。)

七拾ヶ所

一、米七石八斗五合

御檢地帳之面

山 年 貢

(中 畧)

拾貳石八斗貳升九合六勺

上 納

反貳百八拾七町五段貳畝貳拾九步

是は延寶七未年木下宮内様御檢地御役人様、山に上中下御改被_レ成候山手米に御座候。尤御檢地以後拾ヶ年は御檢地以前之山手米壹石三升五合元祿元辰年迄上納仕候。翌巳年_方木下宮内様御檢地之山手米上納仕來申候。

(淵崎村)

二、樹 木 役 (蜜柑・柿・梅・梨等に對する税。)

一、九 分

樹 木 役

是は御檢地之節密柑九本御座候御運上銀、只今は壹本も無_二御座_一候得共上納仕候。(土庄村)

一、銀三匁五分五リ

樹 木 役

是は木下宮内様御檢地之節被_二仰付_一、九年母貳本密柑拾四本柑子拾三本柿五本揚梅壹本梨壹本柿五本、木都合四拾壹本御檢地帳に御座候。樹木役御運上元祿二巳年_方上納、只今に到樹木役銀は木主_方上納仕候。尤以前は樹木役無_二御座_一候。(淵崎村)

三、藪 成 定 納 (竹藪に對する税。)

一、拾貳匁四分四リ

藪 成 定 納

是は右同斷_〇御檢地之節上吳竹藪中、吳竹藪下吳竹藪御改、新御運上銀御究、都合如_レ此上納仕候。其以前は藪役

江戸時代の小豆島

と申儀無御座候。(肥土山村)

四、石 運 上 (石切出に對する税。)

一、銀 八百六十匁

石 運 上

是は豊島唐櫃村・家浦村・甲生村賣石場御運上。但山反別合貳百八町步、石切人數百七拾貳人、但一人に付五匁つ、上納仕來申候。(土庄村)

五、廻 船 役 (百五拾石以上の船新造の際の税。)

延享二丑改

一、銀 五 拾 目 酉改五十七匁

廻 船 役

是は廻船相改五百石積壹艘。但積石百五拾石以上百石に付拾匁之積上納仕候。御檢地之節廻船無御座候。尤年々不同。(淵崎村)

年々不同

一、銀 廿 七 匁

廻 船 役

是は廻船百五拾石以上、之船出來仕候得は、積石百石に付御運上銀拾匁つ、取立上納仕來申候。(土庄村)

六、帆 別 運 上 (他國船入港に對する税。)

一、米 三斗四升五合

帆 別 運 上

是は古來々他國船當村江買物に參候者之方々、帆一端に付米三合つ、取立上納仕來申候。(池田村)

七、寄 魚 運 上 (寄魚漁獵に對する税。)

一、銀百五拾九匁貳分四リン

年々不同

寄魚運上

是は十月か翌年之二月時分迄之内寄魚御座候得は、庄屋百姓漁師立會取申候魚三つに分、壹ツ分は入札を以賣立、其銀庄屋方に取立置、其年之暮上納仕來申候。壹ツ分は網方江取申候。壹ツ分は庄屋百姓半分、取來申候

(土庄村)

一、寄魚御運上當村に近年は無御座一候。尤前々か十月か翌二月時分迄寄魚御座候に付、小手操網差留來り候。

寄魚御座候節は、庄屋百姓漁師立合、三分一は御公儀様へ差上候分、入札仕代銀庄屋方へ預置御年貢皆濟之節上納仕候。又三分一は村方へ講取、三分一は網方へ渡、殘壹分は魚見へ渡申候。(淵崎村)

八、網 運 上 (漁獵用網に對する税。)

午方千迄請負

一、米壹石五斗壹升九合

網 御 運 上

是は御檢地以前方網御運上御座候。尤いか網壹帖に付米六升、小手操網壹帖に付米六升つ、庄屋年寄立合相取取上納。尤年々不同。(淵崎村)

一、米 四 石

鯛 網 運 上

是は土庄村組に鯛網壹帖御座候。御運上如此御座候。

丑 年 分

年々多少

一、同 壹 石 壹 斗

いかなこ網運上

是は土庄村組にていかなこ網挽申候御運上米。壹帖に付米壹斗つ、上納仕來申候。

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

(四〇) 四〇

丑年分	斗	壹帖に付米五升つゝ。	年々多少
一、米 三	斗	壹帖に付米五升つゝ。	烏賊網運上
同年分			斷
一、同 貳斗六升四合		壹帖に付米貳升四合つゝ。	小手繰網運上
同年分			斷
一、同 壹石四斗壹升		壹帖に付米三升つゝ。	魴網運上
同年分			斷
一、米 貳石三斗貳升		壹帖に付米六升つゝ。	鱸流網運上
同年分			斷
一、米 壹斗七升五合		壹帖に付米四升つゝ。	綱たゝき網運上
同年分			斷
一、同 九升六合		壹帖に付米貳升四合つゝ。	こち網運上
同年分			斷
一、米 六斗		壹帖に付米壹斗つゝ。	綱網運上

(土庄村)

九、鹽 渡 役、次揚「鹽」の項に擧げたる故参照されたし。

尙其外幕府が天領に賦課した課役に三役がある。三役とは傳馬宿入用・六尺給米・藏前入用の三者を併稱するもので、其の土地の石高に應じて毎年賦課した。傳馬宿入用は寶永四年、五街道の宿驛に宿手代を置いた時、之

に給米を支給する爲に賦課したものであるが、正徳二年宿手代を廢止した後も依然徵集し、之を五街道の間屋・本陣等に對する給米其他宿驛の費用に充てたものである。其の課率は高百石に付米六升と定め、毎年淺草の米廩へ納入させた。高反別諸色明細帳池田村の條に

一、米壹石貳升八合

御傳馬宿入用

是は寶永四亥年長谷川六兵衛様御代官所の節々新規に被_レ仰付_一、其後年々如_レ此上納仕來申候。高百石に付六升つゝ相納申候。

六尺給米は幕府の興丁或は庖厨に使役する人夫に給する米を賦課するもので、高百石に付米貳斗と定められてゐた。同書池田村の條に

一、米三石四斗貳升五合

御六尺給米

是は享保七寅年松平讚岐守様御預地之節々新規に被_レ仰付_一、其後年々上納仕申候。

藏米入用銀は淺草米廩の諸入用に充てる爲賦課したもので、元祿二年以來高百石に就、銀十五匁と定まつてゐた。同書土庄村の條に

一、銀貳百廿匁三分七リシ

御藏前入用

是は江戸御藏前入用銀、高百石に付拾五匁つゝ、毎年相納申候。

と記されてゐる。

其外村役人給分として次の様な事が記されてゐる。

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

(四二) 四二

一、庄屋 給

一、庄屋給山貳拾貳町五段歩

外に高壹石に付米壹升つゝ、前々方百姓出し來り申候。(池田村)

一、庄屋方江請取候壹歩米之義、米七石三斗三升六合 請取來申候。但高壹石に付米壹升宛の積、百姓方請取申候。

御藏屋敷・永荒・池床・川成・堤敷除之。(淵崎村)

二、年寄 給

一、年寄 貳人 給 草山七反七步村中方付置申候。外に給分無御座候。(肥土山村)

一、年寄 拾壹人 給 山貳段歩方三町三反歩迄百姓方付置申候。(池田村)

三、小夫 給

一、當村 小夫 壹人

是は給銀壹年に三百目方五百匁迄、總郷中方遣申候。尤其年の御用の多少に而給銀増減御座候。右小夫之義大法斗と申候而、御米納之節辨取仕候。

但庄屋方江晝夜相詰、又は郷中相廻り御用相勤させ申候。但高掛家掛夫役等も相勤申候。

一、當村之枝村に小夫拾四人、但村内に而法斗と申候。村内年寄方江晝夜相詰村方御用相勤申候。(草加部村)

一、あがき 小夫 給 是は七ヶ村法斗七人、村々に壹人宛定置申候。(小海村)

四、井手 守 給

一、井手 守 給 田壹段に付麥壹升、濁水に罷成候得は壹升五合、貳升迄も遣申候。右田主方出申候

に付村入用には掛り不申候。(池田村)

〔註〕

- (23) 仲多度郡本島村役場藏
 (24) 香川叢書第二 四四一頁
 (25) (27) 大川郡富田村有馬岡之助氏所藏
 (26) 三豊郡紀伊村役場所藏 香川叢書第二 三一六頁
 (28) 鎌田共濟會郷土博物館第三回陳列品解説

六 鹽

古代的な海藻を蒐集して海水をかけ、それから漚る濃い鹽水を煮て作つた、古歌に所謂「藻汐焼く」の語の様な製鹽法が、近代的な鹽田法に移つたのは中世の頃であつて、鎌倉時代の初期には最早鹽濱と稱へ、遠淺の濱を利用して、現在の鹽田法に近い方法の製鹽法が行はれてゐた様であつて、建久四年の僧顯昭の陳狀の中に、伊勢の國での製鹽の狀況を記してゐる内に、「鹽干のかたのすなごりを取りて、すゝぎあつめて、其の鹽竈にたれて焼く也。さて又其鹽たれる後のすなごをば、もとのかたにまきまきするを、あまのましかたとは申す也。汐の干たるまにいそぎまくなり。」とあるので、其の大畧を知る事が出来る。又「其汐のみちひるかたをば田となづけて、よきあしきをわかちて上田・下田などいふなり。」といつて、鹽田に上下の別があつた事を書いてゐる。

此の様な鹽濱の最も早く開かれたのは、瀬戸内海の沿岸や島々であつた事は當然の事であつて、小豆島も早く

から鹽濱が開發されてゐた事が考へられる。而して江戸時代頃の製鹽の狀況は、次の様な記録に依つて其の大畧を知る事が出来る。

先づ慶長十八年の年貢鹽の皆濟狀に、次の様なものが残つてゐる。

納候年貢鹽事

合五百八十一石者

但四斗俵也

右慶長十八年分 皆濟

明刀、正月十一日

林 又 右(花押)
草 加 部

五郎大夫とのへ

即ち全部現物の鹽を年貢として納入したものである。

所が慶長十九年大坂冬の陣起るや、家康は小豆島及び附近の三ヶ國に鹽・薪・魚等を求めた。即ち小豆島志料

第二筈井文書に

慶長十九寅年、大御所様御用に付、鹽御入用之由、片桐市正様御書付を以て被_二仰渡_一。茨木・森口御陣所江、鹽積登御軍用無_レ滞相勤、右御吉例に而、以來休年無_レ之、年々大坂御城内御軍用鹽直納仕候事。

とあり。筈井重夫氏所藏文書に

急度申遣候、當三ヶ國並小豆嶋御代官所之事、如_二近年_一無_二相違_一被_二仰付_一候。然者大御所様御用に鹽入候間、其地有

次第尼崎迄積上候而、茨木か森口へ左右可申候。委儀富田大介・林又右衛門可申遣候。以上。

(慶長十年)

刁ノ十一月朔日

片桐市正

且

元(花押)

小豆嶋

、年寄中

とあつて、戦時緊急の徴發と覺しくて、「其地有次第茨木か森口へ」急送せよと命じてゐる。

尙此の命令に依り、鹽を薪・鬮等と共に、尼崎へ積上した有様を、小豆嶋御用船加子舊記寫には

右被レ爲ニ仰付一候通、無ニ相違一鹽・薪木・鬮等、尼ヶ崎迄積登、茨木御城並天王寺御城へ差上申候。且當島年寄方御注進申上候次第、此節當嶋大庄屋義は不レ殘御用に付、大坂御城へ出勤相詰罷在候。人数者池田村庄屋平左衛門・草加部村庄屋與一左衛門・土庄村庄屋三郎左衛門・淵崎村庄屋甚左衛門・小海村庄屋平左衛門・福田村庄屋九左衛門。以上六人に而御座候。且又兩御所様へ御用鹽・薪木差上候才料人。

池田村

同

孫七郎

孫太夫

草加部村

同

藤右衛門

八郎左衛門

土庄村

淵崎村

喜兵衛

市郎兵衛

屋形崎村

小海村

與三郎

一兵衛

江戸時代の小豆島

(四五) 四五

大部村

福田村

與三左衛門

治郎太夫

以上十人之もの尼ヶ崎・堺迄相詰、鹽・薪木等天王寺御城・茨木御城へ差上申候。只今に至此御定例として大坂御城へ御味喰鹽等、毎年十一月二百九俵宛上納に相成候御事。

と記されてゐる。

所が同年十二月二十日兩軍和議成り、一旦戦は終つたが、大阪方では其後貯藏用の鹽を小豆島に求めた。即ち菅豊三郎氏所藏文書に

御城入しほ請取事

合九百拾石者

右石別七匁かへに御城米拂に可定候也

慶長貳拾年

二月十二日

大 修 理 (花押)

小豆嶋草かへ村

惣 中

とある。大修理は大野治以であり、慶長二十年二月は大坂夏の陣の初まる直前の事であつて、小豆島産の鹽が徳川方へも、豊臣方へも使はれた事が知られる。

大阪夏の陣も終り、豊臣方滅亡の後も、尙米・鹽・肴は重要視され、指定地以外への搬出は禁じられてゐた。

笠井重夫氏所藏文書に

米之事

林竹

先々堅浦々とめ候て他所へ出申間敷事。

一、搦 看等も先々堅浦々とめ候て、他所へ出申間敷事。

〔中へ用所申越候旨以三印判手形可遺候、手形なき者せういんいたす間敷事。〕

一、大阪侍之落人於レ有レ之者、名字書付可ニ申來事。以上。

辰

六月十三日

長谷川左衛門 (黒印)

藤

廣 (花押)

(折紙破損ノ爲宛名不明)

前掲の書翰にある様に大坂豊臣方の落人が、小豆島に潜入せる者は判明次第、姓名を報告せしめる様命じてゐる。小豆島志科第二笠井文書に

元和元年十二月十三日、長谷川左兵衛様御印狀を以て、鹽・薪・炭・鹽着之類御用被ニ仰付、且大坂侍落人有レ之候へは、苗字書付可ニ指出一旨之御書付有レ之候所、切々に相成守性不レ全候に付略レ之。

と此の折紙の事を元和元年十二月と誤つて讀んで記してゐる。其後引續き小豆島産の鹽は、天領であつたので幕府へ納入してゐた。而して其の納入も一部分を鹽の現物納とし、残りの大部分は銀納となつてゐた。小豆島九ヶ村高反別諸色明細帳には

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

穴數二千三百五十三四歩

一、鹽濱反五拾七町九反七畝四歩

高千十五石九升五合

此鹽四千五百九拾五俵貳斗 但四斗入

貳百五拾九俵

内 四千三百三拾六俵貳斗

と記されてゐる。又之を細かく地方別に調査して見ると

池田村

一、鹽濱反別九町六反五畝拾四歩

分 百三十八石九斗七升壹合

鹽 七百貳拾七俵 但四斗入

内 三拾六俵壹斗

六百九十俵三斗

是は濱壹つに付鹽貳俵つゝ上納候。

土庄村

高三百拾壹石四斗貳升壹合

一、鹽濱拾七町三反八畝拾歩

鹽 銀 納 納

鹽 大 銀 納
坂 御 納
御 城 納
役 納

此濱數七百拾七

此御年貢鹽千三百廿三俵 但四斗入

内 貳俵 用水池床引 本役濱壹つ

内 五俵貳斗 惡水井手成引

殘千三百拾五俵貳斗

内 六拾八俵三斗 是は大坂御城御味噌鹽に上納仕來申候。

殘千二百四十六俵三斗

是は古來方有來鹽濱並御檢地以後出來仕候新鹽濱共御年貢如此、濱一つ役に鹽貳俵つ。但直段之義は
小豆嶋方賣申所大坂問屋に而年中十二ヶ月平均に而上納仕來申候。

上庄村

濱數百七つ

一、鹽濱反別貳町七反拾四步

分 五拾石貳斗三升八合

鹽貳百四俵 四斗入

内 拾五俵 鹽
百九拾九俵 銀

納 納

淵崎村

午改(實三斗)鹽濱高百七拾九石貳斗九升貳合 穴數四百七十四七分半

一、鹽九百四拾九俵貳斗

鹽 濱 役

内四拾六俵貳斗、鹽に而大坂御鹽噲藏江上納仕候、是者毎年十月下旬大坂江鹽積出し、大坂上本町樋口屋伊

江戸時代の小豆島

右衛門鹽吟味之上、御鹽噲御藏江上納仕候。又伊右衛門肝煎實に、鹽納に貳割半増、鹽四石六斗五升遣來候。其外納屋入用中乘實上荷實其外諸入用鹽に而相渡申に付、鹽納に入候程鹽數其時分大坂濱相場を以、和泉屋佐兵衛方鹽手形差下候。此手形代銀に御口鹽代銀又は銀納鹽代銀を加合、鹽濱役鹽數に平均仕、右納鹽之代銀取替候者江相渡來申候。

草加部 村

一、鹽濱反別拾六町三畝廿九步

分米貳百九拾五石壹斗五升貳合

(中 畧)

鹽數合千百九拾俵

内 八拾壹俵

大坂御城鹽納 但每年十一月上納仕候

内 千百九俵

銀納(種字年)但去丑御直段壹俵に付六匁貳分貳リン六毛

小海 村

一、鹽三百五拾俵二斗 但四斗入

内 拾壹俵貳斗

鹽 濱 役

内 三百三拾九俵

大坂御城鹽納

(下 畧)

大 部 村

一、鹽五拾俵 但四斗入

銀 納

是は右同斷(延寶七未年木下宮内様御檢地)之節山中を鹽運上に願銀に而上納仕來申候

其外淵崎村役場所藏の寛永三年讃岐國小豆島淵崎村荒鹽濱跡地新田檢地帳や、享保七年及十一年の同村新開鹽濱檢地帳、土庄町役場所藏の享保十年より慶應三年迄の土庄村新鹽濱檢地帳、池田町役場所藏の延享三年の鹽濱稼方書上帳等を初め、笠井重夫氏・土庄町役場・淵崎村役場・池田町役場・大鐸村役場所藏の、小豆島地圖又は村別の地圖によつても、鹽田の所在地其他の狀況を知る事が出来る。

今小豆郡誌によつて鹽濱所在地を記すれば

慶安年間の鹽濱左の如し。(慶安年間小豆島地圖參看)

- | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
| 長濱 | 淵崎 | 伊喜末 | 家浦 | 池田 | 蒲生 | 室生 | 草加部 |
| 鹿島 | 吉野 | 苗羽 | 木庄 | 安田 | | | |

文化年間の鹽濱左の如し。(文化年間小豆島地圖參看)

- | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
| 片城 | 木庄 | 安田 | 苗羽 | 池田 | 蒲生 | 室生 | 伊喜末 |
| 二面 | 吉野 | 大木戸 | 土庄 | 鹿島 | 甲生 | 淵崎 | 家之浦 |
| 神浦 | 長濱 | | | | | | |

寛政年間の小豆島の製鹽狀況を小豆島畧志には次の如く述べてゐる。

食鹽 土莊^{トシヨ}・赤屋^{アカヤ}・池田・西村・馬木・植松等所ニ賣出也。其上等者次ニ赤穂、其販出亦多矣。但西村・馬木・植松^{シホ}所ニ賣者將ニ松柴灰一撒ニ于鹽場^{シホハヤ}、液潮頭一漉シ之、數漉數曝淋而賣シ之、比ニ無灰者一則鹽色稍白、

江戸時代の小豆島

此亦良法也。

〔註〕

(29) 草壁町菅豊三郎氏所藏文書

(30) 美濃ノ人士岐新甫ノ著。寛政十二年小豆島ニ來ツテ調査ノ上文化元年編纂セル地誌並ニ物産ノ書。

七石 材

小豆島産の石材が早くから各方面に用ひられた事は有名な事で、實物が現存してゐるし、文献も相等残つてゐる。

先づ豊島石は、火山灰と火山岩の小片とが混じて凝固した、角礫安山岩であつて、質が軟かで細工が容易であつた爲か、鎌倉時代頃から採掘使用され、室町時代を経て江戸時代初頃迄も盛に用ひられた。

香川縣下に今残つてゐる豊島石製品の内、製作年代の明瞭な在銘品は、綾歌郡松山村白峯寺の元應三年の下乗石や、元亨四年の十三重石塔があり、又小豆郡豊島村郷社八幡神社の文明六年の石鳥居や、香川郡直島村高原寺の慶長十年の五輪塔等が残つてゐる。而して此の石は、小豆郡豊島村の檀山の中腹に大丁場と稱する丁場があつて、早くから採掘されてゐて、今も掘り取つてゐる。小豆郡畧志に

豊島石 (家) 江井浦 (カヲト) 唐空 (甲生) 古宇並出_レ之、而江井浦爲_二最多_一。凡豊嶋之地鑿_レ之則無_下跬步_上非_レ石處_上。古來採_ル之已_ニ

久。故坑漸多而益_レ深。其老坑者深二三里、濶數丈。大抵石質粗_シ而蒼_シ駁、又有_二灰白者_一、有_二赤駁者_一、而唯蒼駁者爲_レ久。

佳。其新來未乾者脆軟、易削、久之漸堅硬、此乃砂土凝結爲石者也。多切成條石、又造石燈、火爐、水盆、篋、
 燗、等諸器、費工少而大小製作任意、故其用尤多矣。而新造器過寒則易凍裂、經歲者則不然、用器者須初年
 禦寒爲要、又有下帶葉文者上、偶得則作燈爐、以老奇玩云。

と記されてゐる。尚高松市屋島西町の屋島北嶺や、香川郡女木島等にも舊く此の石を採掘した洞窟が残つてゐる。
 小豆郡豊島村は前述の様に豊島石の本場であつて、同村家浦の郷社八幡神社の石鳥居は、同島産の豊島石で作ら
 れたものと思はれ、形も立派だし次の様な銘品なので、重要美術品として認定を出願し度いと思つてゐる。

(左側柱)

于時 天文六年 甲子霜月十五日

(右側柱)

本願次郎衛門 大工 監物

尙裏面にも銘があつたらしいが、今は「八幡宮」云々の字が纔に讀み得るに過ぎない。

次に花崗岩も其の質量共に立派で、輸送も便利な爲早くから採掘されたいが、何時頃から盛に掘取られた
 か明瞭でない。而し江戸時代の初期に大坂城修築に用ひられたのを初として、江戸城や五條橋・住吉神社・山王
 神社の鳥居等に用ひられ、種々の文書や記録と共に各地に其の殘石が現存してゐる。

秀吉の築いた大坂城に、小豆島の石材が用ひられたであらう事は想像されるが、現在の大坂城には其の頃の石
 垣が其儘残つてゐないので、どんな石を何處から運んだか判然しない。而し加藤家が土庄町で、黒田家が安田村
 で、細川家が北浦村で、藤堂家が福田村で、片桐且元が大部村で、夫々採石したと云ふ傳説や記録其他遺物と傳

江戸時代の小豆島

(五三) 五三

ふるものが色々残つてゐて大變有名である。而し中には元和・寛永頃の秀忠・家光の大坂城修築に採石した事や、大坂城以外に用ひられた石を採つた事が、混同されてゐるものもある様である。以下關係記録類を擧げると、笠井文書に

慶長年中大坂御城御普請石、小豆嶋村々々伐出候儀者莫大之儀に而、御役人方姓名或者紋所等彫入有之候、右殘石今以村々に有之候事。

但本文御用石伐出候は、草加部村・福田村・小海村・土庄村・淵崎村・池田村に而、右七ヶ村之内草加部村は黒田様御掛に而、同村枝郷岩ヶ谷村に而御伐出、石番人七兵衛貳人扶持、岩ヶ谷村年寄へ壹人扶持、今以筑前様が被下置候。

且土庄村者加藤肥後守様御掛に而、御普請小屋岡村之内に有之、庄屋三郎左衛門先祖、加藤清正公蒙^(マ)御懇品々一拜領之品有之、右御家來中書狀加藤家御改易之節、御普請道具等御引渡申候御請取一札、其外村々に古書類所持仕候。

と述べてゐる。

傳説では加藤清正が土庄で、片桐且元が大部で採石したと傳へてゐて、其の遺品と傳ふるものが残つてゐる。香川縣史第二編に此の事を

加藤清正の遺品 豊臣秀吉の大坂城を築くや、其石材多く之を本島に徴す、該城大手門見附の巨石は土庄町字小瀬にありしと云ふ。當時奉行として加藤清正西部を管し、片桐且元東部を管せり。加藤氏は土庄の郷正等井氏に止宿せしが、去るに臨んで備前長船與三左衛門尉祐定の佩刀及珊瑚の珠數並に古墨一挺を笠井氏に贈れり、笠井氏の子孫今猶之を藏せり。

片桐且元の遺品 加藤清正と同時に採石の奉行として本島の東部を管せし時、本村（本村）菅茂次郎の家に宿せしが、去るに臨て蒔繪の印籠を主人に贈れり、子孫今尙之を藏す。

とあり。又小豆島風土記に

大部 郷 片桐山は市正殿石場舊跡なり。今に切石三四有、分銅の印あり。

小海 郷 山より御影石を出す。往昔大坂城築の時石を取る。加藤の丁場なり。（一本以上ヲ下ノ如クニ記ス。大坂城築の時石を取る場也今切出の石四百許残り。其中に八百七と書付あり、總高の數と見ゆ。）

と記されてゐる。尙千軒・片桐・鞆壇場・太鼓原等の地名も此の採石に關係あるものと傳へてゐる。

降て元和六年から寛永五年迄の間に秀忠・家光が大坂城を修築した時にも、小豆島の石が使用された。何處で誰が取つたか確實な資料が少ないので之亦明瞭でないが、先づ土庄町（前島）で加藤忠廣が採つたらしい。即ち大坂城京橋口にある肥後石（高さ十六尺五寸幅四十六尺二寸）には加藤家の蛇（ジツ）の目の紋か刻まれてゐて、肥後二番石（高さ十四尺幅三十九尺）と共に小豆島前島から忠廣が運んだものと傳へられてゐるし、今前島の小瀬にある殘石にも蛇の目の刻印がある。又同地に加藤家の藏があり、道具等の番人もゐたので、笠井氏へ其の管理監督等種々の世話を依頼してあつたらしい。笠井重夫氏所藏文書に次の様なものが残つてゐる。

猶々右之通奉レ頼候、委細口上兩人可レ被レ申候間不レ具候。以上。

其地に頼置申候藏共風に損し申に付而、番之者御越被レ成候、様子委敷相尋申候、被レ入三御念一御狀満足仕候、其後共御書狀も不申入一無音所存之外に候。（中暑）將又其地藏共ふきを爲レ可申に、徳田又四郎 稗島新介兩人遣し申

江戸時代の小豆島

候、若日新など入可申候間、御肝煎被成被三仰付二可被下候、萬事入候物は兩人可申候間、御調被成頼入候、其うへ嶋に置申道具共いづれも貴様へ頼候て置申事に候へは、以來共彼番之者にも御心付候て頼入候、御肝煎之段肥後守にも申聞、御禮可三申上候、御息違何も御そくさひに候哉。恐惶謹言。

九月三日

天野民部少

(花押)

笠井太郎右様

貴報

其後寛永九年忠廣が武家諸法度に背いた爲除封された時、未だ同家の石場に諸道具が置いてあつたらしく、それに付ても次の様な文書が同家に残つてゐる。

御狀忝存候、被三仰下二候外々、不慮成仕合御座候て迷惑仕候、就レ夫其元に被レ置候普請道具、石被レ成ニ御願一候番之者共可被成ニ御下二之由忝存候、此程肥後守おとな加藤右馬允、下川又左衛門御上使様案内者に國本へ罷下候間、御書中之通申聞候、御念を被レ入忝由如何申候へと被レ申、何も諸道具拜領被レ申に付、其元に御座候普請道具かたつけに孫太夫殿、助兵衛殿兩人におとな共之方ヲ頼候者へ下り被レ申候間、能様に被レ成ニ御相談一、材木之分御片付可被レ下候、石之分は御六ヶ敷御座候共、貴様御預り可被レ下候、重而遠州様方石之儀は何とそ被三仰渡一儀も可有ニ御座候哉、太郎右衛門殿、太兵衛殿へ以ニ書狀ニ可三申上候へば、末澤かた被レ尋可レ然様に御心そへ被レ下候、委孫太夫殿助兵衛殿御口上に可レ被レ仰候。恐惶謹言。

七月朔日

横地十郎右衛門(花押)
奥村藤右衛門(花押)

笠井三郎右衛門様

貴報

尙笠井文書に

今度肥後守身上相具申候に付、爰元石場に有レ之諸道具之事、肥後守内奉行共被ニ申渡候に付、天満孫太夫殿、同助兵衛兩人被レ越候而無ニ相違ニ諸道具請取被レ申、我等共罷下申候。於ニ石之面ニ何方カ若重而御尋も御座候は、右兩人之衆被ニ罷出ニ沙汰有レ之筈に御座候處、僞無ニ御座ニ候。爲レ其書物如レ件

肥後内角左衛門組

吉左衛門

同 治右衛門

同 宮内組 衛門

同 加右衛門

同 與左衛門組 衛門

同 理右衛門

同 四郎兵衛組 衛門

同 角右衛門

土庄庄屋

笠井三郎右衛門殿

江戸時代の小豆島

加藤肥後守様小豆島丁場に在_レ之御普請道具、加藤左馬允殿・下川又左衛門殿被_二申付_一、横地十郎右衛門・奥村市右衛門書狀を以如_レ此被_二申越_一候、こやくみ諸道具請取少も不_レ殘拂候而罷上候、以來御公儀様方御尋も御座候は、兩人之者罷出候而御理可_レ申候、爲_二後日_一仍而如_レ件

寛永九七月晦日

大阪 天満

孫 太 夫

同

助 兵 衛

土 庄

笠井三郎右衛門殿

其外寛永の中頃から後の江戸城修築にも、亦此の島の石材が諸大名の着目する所となつた。笠井文書に

一、寛永十四年御城御普請石、小豆島並備前國犬島に而切出候分、大船拾壹艘に積入當島より江戸廻御用相動候事。

一、寛永年中並慶安元千年、江戸御城御普請石度々御用被_二仰付_一(中畧)但寛永年中御用石伐出候節、當島は小堀遠江

守様御支配中、御普請御懸は松平出羽守様(係力)・鍋島信濃守様(記前在)・御苗字不_二相知_一但馬守様御三方之由申傳、御支配小堀様

か右御用筋被_二仰渡_一候御印狀にも、御三方御姓名御文中に有_レ之候、御書付類間々有_レ之。

と記されてゐる。尙笠井重夫氏所藏文書に

一筆申越候、仍而松平出羽守殿於_二小豆島_一石場御用之由被_レ仰候、兩人之者石場有之由申に付、書狀相添候様にと被_二仰下_一候。土之庄村、大部村之内石場於_レ有_レ之は御馳走可_レ申候。此已前西國大名衆御取置候石場など、我等書狀遣候

とて相渡、已來不_レ念之様に罷成候へ共如何に候間能々念を入西國衆無_二御取_一自餘之構無_レ之所、相渡し可_レ申候。以上。

寛永十七辰

九月廿五日

遠

江 ⑩

土之庄村

三 郎 右 衛 門

大 部 村

庄 兵 衛

とあつて大部・土庄兩村で、松平出羽守が採石す可きに就き承知する様、兩村庄屋へ小堀遠江守から達せられてゐる。又

改年之御慶申納候。去年石揚之義申入候處、小堀遠江殿方御斷無御座候而は罷成間敷之由承候、付而則出羽殿方遠江殿へ御斷被レ仰、各へ遠江殿御狀參候而爲レ持差越候。石揚之義當分入申義に而も無レ之候へとも、若公儀御並請（啓）なとのために、斷被三申置候間、其御心申候而可レ給候。此方へ取置候石揚何方方御理候とも、御渡無レ之様に頼入候。委細馬路七助口上に可二申入二候。恐々謹言。

正月六日

三 谷 權 太 夫 (花 押)

神 谷 内 匠 (花 押)

土之庄村

三 郎 右 衛 門 殿

大 部 村

庄 兵 衛 殿

江戸時代の小豆島

と探掘權を早くから特約して置いたらしい文書も残つてゐる。鍋島信濃等が豊島で石場を得た往復文書に

急度申越候。鍋嶋信濃守殿於ニ小豆島ニ石場御所望之由被ニ仰越ニ候。手嶋之内家之浦、かうの浦(甲生)貳ヶ所にて石場御取有度候由候。此所竝前いつれへも不ニ相渡ニ境目等入組も無レ之候者相渡可レ申候。但御預り所之義候間、其所之百姓迷惑かり候者相渡候事無用候、所之御相談候而御取候へと可ニ申渡ニ候。竝前相渡候衆之石場へ入相候者必無用候、下々出入なと出來候而は我等之無念之様候間、念を入可レ申候、爲レ其申遣候。以上。

七月廿八日

遠 江 守 (花押)

長 屋 柰 と の

大橋金左衛門との

小豆島之内

手 嶋 之 庄 屋

尙々石場兩村宿家御かり候はん間、下々談合候て所之者も迷惑不レ仕候様に御馳走可レ被レ下候。新五左衛門殿御下候間委不レ申候、又太郎右衛門參宮おそく候、御案内者にて存候へとも、御意候間あとより下可レ申候。以上。又此御書拜見候て此方へ慥可レ被レ感候。以上。

態申越候。先度手嶋之石場之儀、鍋嶋信濃守殿邊江守殿へ被レ仰、則相渡候へと御書參候、御下奉行富田新五左衛門殿御越候、其元似合之御用候者御馳走可レ被レ申候、手嶋之内家之浦、かうの浦並貳ヶ所、早々石場田畠近所に而そこね申事候由、餘なしに新五左衛門殿と得ニ御意ニ可レ被レ申候、其元當年は日やけ立毛不レ付之由、百姓共に力を付可レ被レ置候。毛見衆聽而可レ被レ下候。恐々。

八月八日

土庄

三郎 左衛門殿

長木工 (花押)
大金左衛門 (花押)

と書たものもある。鍋島勝茂は「寛永十二年、御城石垣の普請を役す。」とあるから其時のものと思はれる。其外

尙々此者口上に可三申入一候。

態レ使令ニ申入一候。昨日てしまの石場見申候、左様に候へは左右一里之分但馬守石場に申請候、小遠江殿へも淡路方
カ書狀遣申候、其元カ仰有レ之御遣候て可レ給候、先日勘兵衛殿御物語候は、右之丁場御請所候由に候、左様之儀もか
さねて可ニ申請一候、取越候て可ニ申入一候へとも、今日渡海いたし候間如レ此候、猶かさねて可ニ申入一候。恐々謹言。

正月廿六日

田中淡路守 (花押)
井藤半左衛門 (花押)

戸ノ庄

三郎 右衛門殿

と但馬守某も豊島で石場を持つてゐた様である。尙又

覺

一角 石 四拾九本
一角 脇石 五本

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

一岩 岐石 五本

五拾九本

(六一) 六一

右從江戶御用に付而、大阪町人阿波屋角太夫・今津屋彦左衛門に申付、請合江戶へ廻し候之間、其元にて右之石數切せ可レ申候。此外石壹本も出させ申間敷者也。

子

二月十七日

丹

波 ㊦

小豆島

年

寄

追而申遣候。石之儀に付折帯遣候處、不レ致承引儀曲事に候、何方にても公儀之御用に候間石をとらせ可レ申者也。

慶安元年

子二月晦日

丹

波 ㊦

と採石關係の文書は澤山残つてゐる。

其後正保二年京都五條橋石、承應四年住吉神社御普請用石並島居石、萬治二年江戸山王島居石等にも此島より石を採つた。

笠井文書に

正保二酉年京都五條橋石、承應四未年攝州住吉御造營御普請石、並島居石、万治二亥年江戸三王島居石二組、小豆島土庄村代出。

但五條橋石は小堀遠江守様御判書有之、住吉御普請石並鳥居者、大阪御奉行松平準人様、小濱民部様御支配中に而、御輿力連名之御書付有之、江戸三王鳥居石二組共同所中村太郎兵衛、喜多善左衛門兩人請負に而、御支配様御書付別に御座候。

とある。而して此の時の小堀遠江守及大阪町奉行の輿力からの次の様な手紙が、笠井重夫氏所藏文書中に残つてゐる。

一筆申越候。京五條橋石不足に付而、足石其元に而取申度由に而、如レ此書付指ケ候、百姓迷惑不レ仕事に候は、此石數之通きらせ可レ申候。以上。

西八月四日

小 遠 江
小豆島之内土之庄村

庄 屋
百 姓 中

住吉御造營に付而、石鳥居同橋石其外石之分請合候松屋治兵衛と申者、小豆嶋江罷越石を見立切出し申度由申候間、小豆嶋へ被レ遣候。無相違一石を出させ候様に嶋中江可レ被レ仰遣一旨、石河土佐守様方御断に候間、其段可レ申遣一旨準人正民部少被レ申渡一候條如レ此に候。治兵衛石を見立出し候は、無相違一様に百姓中へも可レ被レ申渡一候。恐々謹言。

未、

二月七日

栃 尾 八郎兵衛(花押)
市 川 甚 兵 衛(花押)

江戸時代の小豆島

是等の事を笠井重夫氏藏無題記録には

一、當島之義は、前々御用之石場にて、江戸御普請之節築石迄積下し申候、船拾一艘水主共御用相勤申候。此外江戸御山王之島井石・住吉之島井石・京都五條橋石・大坂御城御普請之御用石も當島か出申候、依之唯今に至候而松平筑前守様御用石丁場、右御用石番人御扶持人御家來七兵衛と申者差置被レ遊候、其所々年寄にも御合力御扶持方被レ下置候御事。

と記してゐる。

尙其外大坂城・江戸城等修築用石材を、四海村の千振島では黒田家が採つたと傳へてゐる。小江伊喜末出入穿鑿書に

大阪御普請之時分、小豆島にていづれも大名衆石被レ成御切候。(中畧)此段嶋中いづれも存たる事に御座候。ちぶり島は小江村分に御座候に付、黒田筑前殿ちぶり島にて石御切せ抄レ成、私親三右衛門銀子致三拜領候。御奉行衆御宿小江村之者御宿仕候由書上候事。

と小豆郡畧史に引用してゐる。

寛政重修諸家譜によると、長政が「大坂城の石垣及び江戸御普請のことを助く」として元和三年以後の事としてゐるし、子忠之は「元和九年大坂城石垣普請のことを助く」としてゐるので、父子どちらの事か、又兩方の事

か明瞭でない。

安田村岩か谷でも黒田家が採石してゐる。八人の石工が巨石の下敷となつて一時に壓死したと傳へてゐる八人石丁場を初として、天狗石丁場・南谷丁場・豆腐石丁場・龜崎丁場等に今でも數百個の殘石があつて、小豆島で最も澤山残つてゐる所と思はれる。此處は黒田忠之が元和九年大坂城へ取つた外、寛永十四年頃迄に江戸城天守臺を修築した時にも取つたのではないかと思はれる。其後此の殘石見守番人に七兵衛といふ者が付けられてゐた事が、前記笠井重夫氏藏記録等にも記されてゐるが、尙藤堂家や播州の與兵衛と云ふ者の丁場のあつた事等と共に、小豆島九ヶ村高反別諸色明細帳草加部村の條に、次の様に記されてゐる。

一、當村に御用石場壹ヶ所

番 七 人

兵 七 衛

是は御用石岩谷村に御座候、先年大坂御城御用石出申候、此所九州筑前之大守様御用石之御丁場に付其箇か御扶持人七兵衛と申者番人に御付置、唯今に到貳人扶持つ、被レ下相勸居申候。並岩谷村年寄與右衛門義右御用石之爲二見守一壹人扶持つ、御合力米於于レ今被レ下候。

外

一、とちめんし

藤堂和泉守様御丁場

是は當座之義に而番人等無御座一候。

同村之内

一、鯛網代

右 伺 斷

江戸時代の小豆島

是は右同斷

同村之内

一、小 屋 浦

播州今市村與兵衛商丁場

是は右同斷

小豆島風土記にも

岩 ケ 谷

龜崎・八人石崎とか云ふ石

○小豆郡岩土バ
と云ふ石あり

と三ヶ所に切出の石有數六百五十四、明和九辰年野村彦右衛

門様御在役中御改有し之、右石番之者に彦太郎・七兵衛と云兩人江筑前侯より扶持被下、彦太郎壹人扶持、七兵衛

二人扶持、毎年大阪御倉屋敷にて受取之。尤も七兵衛は筑前より引越し石番也。但八人石崎と云は、石切出の

節人夫八人大石に壓死せし處なりと。

と記されてゐる。

次に北浦村の小海では細川家が採つた様である。其の殘石と傳ふるものが小海港の防波堤に今數十箇並べられてゐる。細川忠興は慶長十一年に江戸城・同十三年駿府城・同十五年名古屋城・元和六年に大坂城の普請を夫々勤めてゐるし、子忠利も早くから父に代つて城普請を務め、又寛永五年大坂城の石垣普請を勤め等してゐるので、其の用石を此處から採つたものであらう。高反別諸色明細帳小海村の條に

一、當村御用石置場

貳

ケ

所

是は大坂御城御普請之節、細川越中守様御丁場に而御座候。

とある。

尙又福田村では藤堂家が採つたと傳へてゐる。

前掲高反別諸色明細帳福田村の條に

- 一、御用 石場 小豆島福田村之内
- 一、西谷・本谷 貳ヶ所 藤堂和泉守様御丁場
- 一、栃明地・綱網代 貳ヶ所 右 同 斷
- 一、荒 濱 壹ヶ所 是は播州與兵衛丁場
- 都合 五ヶ所

右御政に付丁場不レ殘掛ニ御目ニ申候。以上。

明曆三年西十二月

とあるが、和泉守高虎は綱張の専門家であつたらしく、膳所・伏見・江戸・篠山・龜山・大坂等諸城の綱張を承つてゐるが、普請には餘り携はつてゐない様なので、或は其子大學頭高次が寛永十二年と十六年に江戸城石垣普請を承つてゐるから、其の時頃採つた事を誤り傳へてゐるものかも知れない。

其外二生村石場でも採石したとの傳へが殘つてゐる。田中筑後守と云ふから、吉政か忠政であらうと思はれるが、詳細は資料が見當らないので明瞭でない。

以上記述した様に、當島では永い間に亘つて採石してゐて、其の殘石も數多く所々にあるが、何れも種々の紋

印の様なものゝが刻まれてゐる。其等の紋印の中には、採石の大名の紋所と思はれるものもあり、割つた石工の紋所又は符號と思はれるものもあり、或は石を築く場合の目印とも考へられ等するが、未だ何れが正しいものか之に關する確實な史料が見當らないので判然としない。

八 郷倉・夫食貸

郷倉は年貢米を直ちに城下の御藏に納めるか、或は目的地に運搬する事が不便であつた爲、先づ其の地に建てた倉に納め、然る後に時に應じて是を輸送させる爲、各村々に建てた倉庫である。

所が江戸時代中期以後は、備荒貯蓄にも利用され、凶荒の爲糧食缺乏の時、此の倉庫の米を庶民に貸與して、窮民を救済する爲にも用ひられた。

小豆島に於ける郷倉は、各村々にあつて、概ね庄屋の屋敷内に建てられてゐた様である。其の建築費用も幕府の山林から伐つた材木及租稅收入の金が主となり、住民の據出金を以て不足額を補つた。又御置糶藏として、備荒貯蓄の爲に作つた倉庫と、普通の郷倉と兩方建つてゐた所と、郷倉を兩方の目的に使用してゐたものと二様あつた様である。今小豆島九ヶ村高反別諸色明細帳によつて、各村々の郷倉及置糶藏の狀況を調べて見ると

池田村	九間半に三間	一ヶ所	瓦葺
土庄村	貳間に七間	貳ヶ所	瓦葺
	貳間に四間二尺		

肥土山村 貳間に三間 一ヶ所 瓦葺

上庄村 三間に二間 一ヶ所 瓦葺

淵崎村 貳間に貳間 四間に貳間 二ヶ所 瓦葺

草加部村 貳間半に六間 貳 瓦葺

此御餘地貳畝六歩 分米貳斗四升貳合、但廳共。

是は前々方永引に被_レ仰付_一候。但庄屋敷敷内に而御座候。

屋敷は庄屋自分之内建

御置_二粃藏_一 七間に二間半 瓦葺

但拾五年以前子年被_二仰付_一普請仕候。尤入用銀並御林に而材木被_二仰付_一候。其餘は過半百姓足し銀仕、出

來申候。尤鋪地は庄屋敷御年買地。

小海村 三間に貳間 瓦葺

御置_二粃藏_一 貳間に貳間半

是は享保十七子年御入用銀並御林材木被_二下置_一尙百姓足銀仕候而同十二月御普請仕候。

大部村 三間半に貳間 瓦葺

御置_二粃藏_一 貳間に貳間 瓦葺

福田村 三間に二間 一ヶ所 瓦葺

御置_二粃藏_一 (享保十七年)子年右郷藏一所に普請仕候。

とあつて、九ヶ村に十五棟建つてゐた事が知られる。

江戸時代の小豆島

又幕府は凶年に際し、農民の倉料缺乏を防止する爲、頻りに夫食即ち食料の貯藏を奨勵し、又夫食となる可き作物即ち薯蕷・何首烏・芋・草解・括蕪・蒟蒻・葛・蕨等の植付を奨勵した。而し之も容易に行はれず、又之のみでは充分でなかつた爲、屢々夫食貸をして窮民を救つた。即ち小豆島では承應三年・延寶三年・同九年・元祿十一年・同十七年・元文四年等數度此の夫食米の拜借を願出て借用した。小豆島九ヶ村高反別諸色明細帳草加部村の條に

當村夫食種貸拜借仕候義

是は承應三年年、小濱民部様 曾我丹波守様・松平準人正様御支配の節、嶋中村々飢饉に付、拜借米三百石餘被二仰付、此返納者寛文五巳年迄に皆濟仕候。延寶三卯年、高林又兵衛様・森川六左衛門様御支配の節、嶋中村々飢人數貳千百九拾五人江、夫食拜借仕候。男は一日壹人三合つ、女は一日米貳合宛、高持は三十日、無高は廿日分、被二仰付一候。此返納は翌辰年十一月に上納仕候。其後延寶九酉年二月、松村吉左衛門様御支配の節、飢人御座候に付、御願申上御口米・御役料米飢人夫食に拜借仕候。此返納者、同年十一月に上納仕候。其以後元祿十一寅年、小野朝之丞様御支配の節、草加部村之内、安田村百姓及レ飢申候に付、御願申上、其年之御免箇高に、貳分二リンほど御用捨被三成下。其後享保十七子年、虫附凶年に付、右子冬より丑の春中、飢人過分出來仕候に付、松平讃岐守様御支配に而、當嶋中夫食米五百六拾四石、代銀三拾八貫三百八拾八分四リン、外に限米三拾四石八十五升三合、並子冬小江村・伊喜末村火災に逢候者江、限米三拾五石八斗壹升壹合、都合米に直し六百三拾四石六斗六升四合、爲二夫食米・拜借仕候。右返納之義代銀拜借之分は、元文元辰年方共年迄十ヶ年符被二仰付、村々方返上納仕來申候。限米拜借之分者、右拾ヶ年符或は拾七ヶ年符等に被二仰付、村々方返上納仕來申候。右代銀之内當村分拾貫

六百廿八匁九分、右拾ケ年符に而年々返上納仕、去丑年迄に而相濟申候。其後元文四未年春、當村之内上村・安田村・堀越村に飢人出來仕に付、松平讃岐守様御支配に而、夫食米爲二代銀九百廿五匁七分九リン六毛拜借仕候。尤元文五申年未戌年迄三ケ年符に、返上納被^ニ仰付^ニ相濟申候。

と記されてゐて、其の詳細を知る事が出来る。

九 酒 造 株

小豆島九ケ村の大庄屋は早く室町時代から酒醸造の特權を與へられてゐた。小豆島畧志に

里有^{トシヨリ}二里正^一、郷有^{チヤシヤウヤ}二郷長^一、郷長之家必醸^レ酒、以賑^ニ資産^一。而醸^ニ郷唯限^ニ一家^一。己父不^レ使^ト島中商賈^一猥賣^ト酒、唯許^下里正^二其長所^レ醸之酒^一賣^中里中^上。故郷長無^ズ不^ニ富饒^一者^甲。而里正亦希^ニ貧窶^一者^乙。

と記されてゐる。此の酒造の特權を與へられた酒屋即ち大庄屋は、醸造壺數に對して壺錢を課せられた。而し此の酒屋は大變利益多く且永く地方農村に在て次第に其富を積んで大地主となる者が多かつたので、其の蓄錢を利用して金融方面にも進出し、土倉即ち今の質屋及金貸業をも兼業する者が多く、酒屋土倉と併稱された。幕府は之を保護し獨占的地位を許可すると共に、壺錢即ち酒屋役や土倉役を課し、幕府財政の窮乏を補つたのである。

江戸時代には初は百姓は「酒茶を賣、のみ申間敷候」と只單に飲酒を抑壓するに過ぎなかつたが、其の後奢侈禁止と米價調節の必要上から酒株を制定して其の株高の二分一造とか三分一造とかに造石高を制限した。即ち寛文

十一年には今迄の造高の四分の一に制限することとした。太田喜十郎氏所藏文書に

酒造米高之覺

先年ノ作り高

肥土山村

一、米百五拾石

伊左衛門分

此米四ヶ壹ニノ三拾七石五斗 但小豆嶋中九人之作米五百拾貳石五斗之内

右之米酒造儀、先年之作高四ヶ壹、現米三拾七石五斗作に可申旨從ニ公儀御定之通、當亥ノ春於ニ大阪被ニ仰渡候。自今以後右之米高之外、少に而も酒造り被ニ申問敷候。寒作時分之儀は、從ニ公儀御書出之趣堅可被ニ相守一者也。

寛文十一 亥年十一月朔日

衣 斐 左 衛 門
林 三 右 衛 門 剛

小豆嶋肥土山村

伊 左 衛 門 殿

とあつて、時の大阪町奉行高林又兵衛の下代衣斐左衛門からの通知狀が残つてゐる。從來小豆島中九人の庄屋の酒造米五百拾貳石五斗が四分の一即ち百貳拾五石六斗貳升五合となつた譯である。

所が元祿十年十月に到つて更に「酒商賣人多く、下々猥に酒を吞不届成儀供仕候に付、今度酒運上取立、運上に應じ酒の直段高直に成候はゞ、酒多給不申積、就夫酒屋減之分は其通に候事」と風俗矯正の目的で酒運上を課する様命じた。而し風俗矯正といふよりも此の課税の重要目的が財政補填にあつた事は、當時の經濟事情から考へて自ら明白な事であつて、其の稅率も賣價の三分の一と定められた。例へば酒一石銀百目の相場とすれば之

を百五十目に賣り、五十目を運上として上納するといふ有様となつた。

又造高も再び制限して寛文十一年以後の造高の三分の一とした。即ち小豆嶋九ヶ村高反別諸色明細帳草加部村の條に

元祿拾丑年迄造高五十石、但取高四百石

草加部村

一、當村酒屋藏長九間横三間一ヶ所

與一左衛門

但造高拾六石六斗六升七合、正徳五未年迄造高。元祿十五年造高に三分一之積被_レ仰付_レ候。尤往古小豆嶋

壹ヶ村に壹軒宛九ヶ村九軒御公儀様_カ酒株以_テ御證文_ニ被_レ下置_レ候。

と記されてゐる。斯の如き次第で酒造家は甚だ經營困難となり、遂に其の酒株を賣り渡す者も現れる様になつ

た。即

(33)
賣渡シ申酒かふ之事

一、酒造高米百五拾石作りかふ證文壹枚、代銀貳貫百目に賣渡し申處實正也、爲_ニ後日_ニ添_ニ手形_ニ如_レ件。

元祿十四年巳ノ十一月十二日

肥土山村庄屋

伊左衛門 印

證人

又左衛門 印

同

長左衛門 印

肥土山村

徳右衛門 殿

江戸時代の小豆島

と酒造りの特權を賣拂つたのである。

而し此の運上の賦課は徒らに酒の價を暴騰させ、又密造の弊が百出し、而も運上の金額も僅少だったので、寶永六年には此の酒運上は廢止された。

其後正徳五年には又々造高の制限を強化し、元祿十年迄の造高の二分の一とした。即ち最初の造高の二十四分の一となつた譯である。前掲諸色明細帳池田村の條に

一、當村酒造壹人

是は先年造高三百五拾石に被レ爲ニ仰付ニ候、其後年々減、正徳五未年造高拾四石五斗八升四合被レ爲ニ仰付ニ候、御運上差上申候得共、只今御運上御赦免被レ爲レ遊候。

とある。土庄村の條には次の如く記してゐる。

一、酒屋壹軒

三 郎 左 衛 門

是は元高貳百石、寛文十一亥年以後年々減、正徳五未年造高八石三斗三升三合被ニ仰付、御運上差上申候處、其以後御運上は御赦免に被レ成申候

(註)

(31) 慶安御觸書

(32) 日本經濟史辭典 六二六頁

(33) 小豆郡大鐸村 太田喜十郎氏藏

十 高 札

幕府の發布した諸規定を人民に知らせる爲、之を板に記して人目の引き易い場所に高く掲げたものを高札といひ、交通の多い街道の辻等に立てられたので、之を辻札とも呼んだ。

小豆島では九ヶ村、四十二ヶ所に高札場が設けられてゐて土庄・池田本村・草加部西城の三ヶ所には各々十三枚の札が掛けられてゐたが、他の多くは三枚或は一枚丈であつた。

高札には二種あつて、永世の定法を定札といひ、定の文字を初に書き、一時の揭示は是を覺札と稱して、覺の字を初めに書いてあつたので斯く呼ばれた。

今小豆島九ヶ村高反別諸色明細帳によつて、各村々の高札場の數其の札の數等を擧げて見ると

池 田 村	九ヶ所	二十一枚					
池田本村	十三枚	蒲生村	新部村	中山村	室生村	二面村	吉野村
							蒲野村
							神浦村
							各一枚
土 庄 村	五ヶ所	十七枚					
土庄村	十三枚	唐櫃村	鹿島	家浦村	甲生村	各一枚	
肥 土 山 村	二ヶ所	四 枚					
肥土山村	三枚	笠瀧村	二枚				
上 庄 村	二ヶ所	四 枚					
上庄村	三枚	北山村	一枚				
江戸時代の小豆島							

第十八卷 第一號

(七六) 七六

淵崎村 四ヶ所 六枚

淵崎村 三枚 黒岩村 伊喜末村 小馬越村 各一枚

草加部村 十ヶ所 二十二枚

西城村 十三枚 西村 安田村 苗羽村 坂手村 堀越村 田浦村 橘村 岩谷村

當濱村 各一枚

小海村 六ヶ所 八枚

小海村 三枚 見目村屋形崎村 馬越村 瀧宮村 長濱村 小江村 各一枚

大部村 二ヶ所 (四枚)

大部村(三枚) 小部村(一枚)

福田村 二ヶ所 (四枚)

福田村(三枚) 吉田村(一枚) (括弧内は枚数記載なきも他の例により推定した数である。)

右の總計を作つて見ると四拾貳ヶ所に九拾枚の高札が掲げられて居た事が判明する。又最も多く掲げられてゐた池田村・土庄村・草加部西城村の三ヶ所の高札を調べて見ると

池田村 土庄村 草加部村

舟御高札万治二年正月十一日

万治二船手御札

同 同 二年

同年同追加御札

同 辰 八月

同 寛文七年閏二月十八日 舟手御高札五枚

同 正徳四年二月

寛文七船手御札

正徳二船手御札

同 同十一月

正徳四船手御札

毒藥御高札

毒藥御高札

毒藥御制禁御札

親子兄弟御高札

人賣買御高札

人賣買並年季御高札

人賣買御法度御札

捨子御高札

捨子御高札

捨子御法度御札

火付御高札

火御掟御高札

火付御制禁御札

伴天連御高札

伴天連御高札

伴天連御札

切支丹御高札

切支丹御高札

切支丹宗門御制禁御札

異國拔荷御高札

異國船御札

忠孝御高札

忠孝御札

三枚宛掛つてゐた肥土山村・上庄村・淵崎村・小海村の四ヶ所を調べて見ると、切支丹宗門御高札・伴天連御高札・火付之義御高札（火用心御札）の三種類に限られてゐる。一枚宛掛つてゐた残りの三十五ヶ所のもは、「右の外子年飢人之義に付御觸之御張紙、庄屋門前に御座候」と記されてゐる。現在高札場が小豆島には一ヶ所も残つてゐないが、摺飽島には木島神社境内に残つてゐる。其の大きさは池田本村のものは「貳間半に五尺五寸瓦葺」

とあり、草加部西城村の分は「横五尺、長貳間壹尺、但石垣附惣垣、惣高貳間三尺」とある。又土庄村の條には「右御高札場修葺村々仕來申候」とある。小さいものは壹間に三尺のもの計りであつた。

十一 鐵 炮

江戸時代幕府では鐵炮を猥りに所持する事を禁じてゐた。其の取締の方法として鐵炮の所持者を調査し、各々鑑札を交附し、作物を荒す鳥獸を威す威鐵炮や、盜賊用心鐵炮は言ふに及ばず、獵師の用ふる鐵炮に至るまで、鐵炮運上といふ一種の村役を課してゐた。今小豆島高反別諸色明細帳に見へた鐵炮の數を舉げると

鐵 炮 百六十四挺

内 四十六挺

百十八挺

内七挺前々方御取上筒

玉込御免筒
盜賊用心筒

とあり、又同書草加部村の條に

當村鐵炮 四十貳挺

但前々方所持仕候 持主四拾人

内三挺 正徳四年細田伊左衛門様御代官之節、持主退轉仕候に付取上ケ被遊候

殘三十九挺

とあり、尙各村々の鐵炮數所有者數の内譯が擧られてゐる。土庄村の條を見ると

鐵炮拾挺

持主拾一人

用心鐵炮にて御座候

とある。又小豆島用心鐵炮鑑札の木札が残つてゐるのを見ると

(表)

讃岐國小豆嶋

天保十四年卯十月改

草加部村

用心鐵炮

壹挺

藤方彦市郎御役所

玉目三匁

持主

重五郎

とあつて、其の取締の概要を知る事が出来る。尙又「入り鐵炮に出女」或は「上り女に下り鐵炮」等といひ、幕府に對する反抗を阻止する爲に、西方から東江戸への武器即ち鐵炮の移入を嚴重に監視し、又江戸に住せしめた諸侯の妻子が、江戸より逃走するのを注意して防いたので、斯く云ひ習はしたものであるが、夫々鐵炮手形女手形を發行して、鐵炮と女の關所通過を嚴重に取締つてゐた。

十二切 支 丹

島原の亂後嚴禁したにも拘わらず耶蘇教徒が澤山あつた事は、宗門改役を勤めてゐた北條安房守が、明曆四戊

江戸時代の小豆島

年六月に編纂した「契利斯督記」の吉利支丹出で申す國所の覺によつても知る事が出来るが、小豆嶋にも相當信者が居たらしく、又潜伏の爲各地から此の島の信者をたよつて、來島した者もあつた様である。即ち菅豊三郎氏所藏文書に

急度申入候(中畧)

一、吉利支丹舟のり方々ありき候間、其許へも他國之舟壹艘も付させ申間敷候。自然不審成舟候はゞ、留置此方へ注

進可レ申候。(中畧)

六月十日

小 權 右 衛 門 ㊦

(奥切)

とある。其後禁教は愈々嚴しく、轉宗した所謂轉切支丹も各地に澤山出來たが、其の類族が小豆島に相等後迄多數住んでゐた事も、次の高反別諸色明細帳の記事で知る事が出来る。

延享三寅年改

一、轉切支丹之類族

拾壹人

内、九人男
貳人女

肥土山村に居申候。

是は讃岐國寒川郡志度浦鹽燒轉切支丹市右衛門類族に而御座候に付、前々か松平讃岐守様御役人衆江毎年六月・十一月相改二季之御斷申上候。(肥土山村)

辰之改

一、轉切支丹類族

五拾四人

草加部村

是は毎年六月・十一月兩度に改、手形御公儀様江差上申候。尤以前は池田村・小海村・福田村にも御座候得共、死

失任只今に而は當村計に而御座候。以上。(草加部村)
等の記事が見えてゐる。

十三 雜

事

以上甚だ亂雜な纏め方であるが、江戸時代の小豆島の經濟方面に關係深い諸點の概要を知る助にもなれば幸と色々な記録を集めた次第である。最後に尙前記高反別諸色明細帳によつて、雜事二三を記して擲筆する。

一、小豆島支配の役人の屋敷

一、當島御役人様御陣屋之義、當御代初小堀遠江守様御支配之節、御下代長屋奈殿草加部村に御住宅、並大橋金左衛門殿淵崎村に御住宅、嶋中御支配被レ成候。其後御住宅之義無ニ御座候。但其已前秀吉公・秀頼公御代は、御代官所御下代土庄村・草加部村・池田村に御住宅被レ成候由申傳候。

一、草加部村に於ける田畑賣買平均直段

一、當村田畑賣買平均直段 尤所により高下御座候。

上 田	一段に付	四百目	中 田	一段に付	三百拾匁
下 田	一段に付	貳百參拾匁			
上 畑	一段に付	三百拾匁	中 畑	一段に付	百五拾匁
下 畑	一段に付	百三拾匁			

一、草加部村に於ける田畑小作宛米

江戸時代の小豆島

第十八卷 第一號

一、當村田畑小作宛米

上	田	壹反に付	下し米	壹石壹斗
	内 九斗	御年貢諸役引	殘 貳斗	作徳之分
中	田	壹反に付	下し米	八斗八升
	内 七斗貳升	御年貢諸役引	殘 壹斗六升	作徳之分
下	田	壹反に付	下し米	六斗五升
	内 五斗八升	御年貢諸役引	殘 壹斗四升	作徳之分
下々	田	壹反に付	下し米	四斗二升
	内 三斗二升	御年貢諸役引	殘 壹斗	作徳之分
上	畑	壹反に付	下し米	六斗八升
	内 五斗四升	御年貢諸役引	殘 壹斗四升	作徳之分
中	畑	壹反に付	下し米	五斗五升
	内 四斗二升	御年貢諸役引	殘 壹斗三升	作徳之分
下	畑	壹反に付	下し米	三斗八升
	内 貳斗七升	御年貢諸役引	殘 壹斗一升	作徳之分
下々	畑	壹反に付	下し米	貳斗五升
	内 壹斗五升	御年貢諸役引	殘 壹斗	作徳之分

一、草加部村に於ける小作入上

一、當村小作入上

田方 上地	壹反に付	銀 百貳拾壹匁五分	但肥種手間代共
中地	同	銀 百貳拾九匁	但同 斷
下地	同	銀 百三拾六匁五分	但右同 斷
		壹毛作	
畑方 上地	壹反に付	銀 七拾九匁五分	但同 斷
中地	同	銀 八拾四匁	右同 斷
下地	同	銀 百貳匁	但右同 斷

一、草加部村に於ける鹽出來高

一、當村鹽出來壹ケ年に取貳萬四千俵餘

上 濱	一ツに付	大概 六拾俵	但 四斗入
中 濱	同	同 四拾俵	但同 斷
下 濱	同	同 三拾俵	同 斷

一、二十四ヶ村入會山林

一、秣場薪山入會御座候。

是は小豆島頭上に有之村々方牛馬阿草田畑肥新等も取山に而御座候。則御檢地帳に嶮岨山と御座候。

肥土山村 黒岩村 池田村 西庄村

江戸時代の小豆島

當	濱	村	笠	瀧	村	小	馬	越	村	中	山	村
安	田	木	庄	村	橘	村	上	庄	北	山	村	小
福	田	吉	田	村	日	方	村	坂	手	村	淵	崎
馬	越	村	大	部	田	井	琴	塚	村	苗	羽	村
伊	喜	末	村	瀧	宮	村	小	部	村	岩	谷	村

ノ廿四ヶ村入相と御座候。

一、中山村八木家の除地

一、屋敷四畝貳拾五歩
畑貳畝廿八歩

中山 七郎 左衛門

右貳ヶ所慶長十巳年片桐市正襟御檢地之時分御除被下候故、共後慶安元酉年小堀遠江守襟御改之時分にも御除被下候に付、延寶七未年木下宮内様御檢地之時分にも、古來證文有之に付御除御檢地帳に御出入御座候。右證文と申義は古來方下し文と申傳書物御座候。右之外證文無御座候。

(昭和十八年五月十七日稿)